

平成30年6月7日 開 会

平成30年6月21日 閉 会

平成30年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月7日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第3号から日程第6 報第5号まで	5
○日程第7 議第52号から日程第19 議第64号まで	5
林市長提案説明	6
○日程第20 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願	10
8番 福井一徳議員趣旨説明	10
○散 会（午前10時31分）	11

6月13日（水曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開 議（午前10時00分）	17
○日程第1 質 疑（議第52号から議第64号まで）	17
14番 藤根圓六議員質疑	17
桐山福祉課長答弁	17
14番 藤根圓六議員質疑	18

鬼頭学校教育課長答弁	18
14番 藤根圓六議員質疑	19
鬼頭学校教育課長答弁	19
14番 藤根圓六議員質疑	19
藤田健康介護課長答弁	19
14番 藤根圓六議員質疑	20
藤田健康介護課長答弁	20
14番 藤根圓六議員発言	20
4番 加藤義信議員質疑	20
山田税務課長答弁	20
4番 加藤義信議員質疑	21
鬼頭学校教育課長答弁	21
4番 加藤義信議員質疑	22
鬼頭学校教育課長答弁	22
4番 加藤義信議員質疑	23
鬼頭学校教育課長答弁	23
8番 福井一徳議員質疑	23
長野まちづくり・企業支援課長答弁	23
8番 福井一徳議員質疑	24
三嶋農林畜産課長答弁	25
8番 福井一徳議員発言	25
7番 村瀬誠三議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	26
三嶋農林畜産課長答弁	27
7番 村瀬誠三議員質疑	27
長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
1番 寺町祥江議員質疑	28
安川子育て支援課長答弁	28
1番 寺町祥江議員質疑	29
安川子育て支援課長答弁	29
1番 寺町祥江議員発言	29
質 疑 (請願第1号)	30

○日程第2 委員会付託（議第52号から議第64号まで及び請願第1号）	30
○散 会（午前10時44分）	30

6月18日（月曜日）第3号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○説明のため出席した者の職氏名	31
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	32
○開 議（午前10時00分）	33
○日程第1 一般質問	33
1. 3番 古川雅一議員質問	33
(1) 猟友会と行政との協力体制について	33
三嶋農林畜産課長答弁	34
奥田市民環境課長答弁	34
古川雅一議員質問	35
三嶋農林畜産課長答弁	35
古川雅一議員発言	36
2. 5番 郷 明夫議員質問	36
(1) 借地料支払の現状と今後の対応について	36
宇野副市長答弁	38
郷 明夫議員質問	39
宇野副市長答弁	40
郷 明夫議員質問	40
宇野副市長答弁	41
○休 憩（午前10時39分）	41
○再 開（午前10時55分）	41
3. 2番 加藤裕章議員質問	42
(1) 歴史観光まちづくりについて	42
土井生涯学習課長答弁	43
加藤裕章議員質問	44

長野まちづくり・企業支援課長答弁	45
加藤裕章議員質問	46
林市長答弁	46
(2) ふるさと教育及びキャリア教育について	47
鬼頭学校教育課長答弁	48
加藤裕章議員質問	49
伊藤教育長答弁	50
加藤裕章議員質問	51
林市長答弁	52
4. 4番 加藤義信議員質問	52
(1) 健康増進対策について	52
藤田健康介護課長答弁	54
加藤義信議員質問	55
藤田健康介護課長答弁	56
加藤義信議員質問	57
林市長答弁	57
(2) ヘルプマーク・ヘルプカードの普及について	58
桐山福祉課長答弁	59
加藤義信議員質問	59
桐山福祉課長答弁	60
加藤義信議員発言	61
(3) 中小企業支援対策について	61
長野まちづくり・企業支援課長答弁	62
加藤義信議員質問	63
長野まちづくり・企業支援課長答弁	64
加藤義信議員発言	64
○休憩(午後0時15分)	64
○再開(午後1時15分)	64
5. 7番 村瀬誠三議員質問	64
(1) 農業・畜産・林業の振興について	64
三嶋農林畜産課長答弁	65
村瀬誠三議員質問	66

三嶋農林畜産課長答弁	67
村瀬誠三議員発言	68
(2) P T A活動のあり方について	68
土井生涯学習課長答弁	69
村瀬誠三議員質問	70
伊藤教育長答弁	71
村瀬誠三議員発言	72
(3) 子育て支援課の行政的役割について	73
安川子育て支援課長答弁	73
村瀬誠三議員質問	74
安川子育て支援課長答弁	76
村瀬誠三議員発言	76
○休 憩 (午後 1 時58分)	77
○再 開 (午後 2 時15分)	77
6. 1 番 寺町祥江議員質問	77
(1) 子育て支援課と子育て世代包括支援センターについて	77
安川子育て支援課長答弁	77
寺町祥江議員質問	78
安川子育て支援課長答弁	79
(2) 体験型保育事業について	80
安川子育て支援課長答弁	80
寺町祥江議員質問	81
安川子育て支援課長答弁	82
寺町祥江議員質問	82
安川子育て支援課長答弁	84
林市長答弁	84
○休 憩 (午後 2 時46分)	85
○再 開 (午後 3 時00分)	85
7. 8 番 福井一徳議員質問	85
(1) 地域公共交通の実証実験について	85
久保田理事兼企画財政課長答弁	86
福井一徳議員質問	89

久保田理事兼企画財政課長答弁	90
福井一徳議員発言	91
(2) 保育の民営化について	91
安川子育て支援課長答弁	92
福井一徳議員質問	93
○休憩 (午後 3 時32分)	95
○再開 (午後 3 時37分)	95
福井一徳議員質問	95
安川子育て支援課長答弁	95
福井一徳議員発言	96
(3) 小学校の大型コンビネーション遊具撤去、その後の配置計画について	96
鬼頭学校教育課長答弁	96
福井一徳議員質問	97
鬼頭学校教育課長答弁	98
福井一徳議員発言	98
○散会 (午後 3 時50分)	99

6月21日 (木曜日) 第4号

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	103
○出席議員	106
○欠席議員	106
○説明のため出席した者の職氏名	106
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	107
○開議 (午前10時00分)	108
○日程第1 常任委員会委員長報告	108
○日程第2 委員長報告に対する質疑	110
○日程第3 討 論 (議第52号から議第64号まで及び請願第1号)	110
1番 寺町祥江議員反対討論	110
8番 福井一徳議員賛成討論	111
9番 山崎 通議員反対討論	112
○日程第4 採 決 (議第52号から議第64号まで及び請願第1号)	113

○休 憩（午前10時27分）	116
○再 開（午前10時28分）	116
○日程第5 議第65号 山県市教育長の任命同意について	116
林市長提案説明	116
○日程第6 質 疑	117
○日程第7 討 論	117
○日程第8 採 決	118
○休 憩（午前10時33分）	118
○再 開（午前10時33分）	118
○日程第9 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について	118
武藤孝成議会運営委員会委員長趣旨説明	118
○日程第10 質 疑	119
7番 村瀬誠三議員質疑	119
武藤孝成議会運営委員会委員長答弁	120
○休 憩（午前10時39分）	120
○再 開（午前10時39分）	120
武藤孝成議会運営委員会委員長答弁	120
○日程第11 討 論	120
○日程第12 採 決	121
○休 憩（午前10時42分）	121
○再 開（午前11時04分）	121
○閉 会（午前11時05分）	122
○会議録署名者	122

平成30年6月7日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山縣市議会定例会会議録

第1号 6月7日(木曜日)

- 議事日程 第1号 平成30年6月7日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 平成29年度山縣市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 平成29年度山縣市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 山縣市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第52号 山縣市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第53号 山縣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第54号 山縣市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第55号 山縣市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第56号 山縣市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第12 議第57号 山縣市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第58号 平成30年度山縣市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第59号 平成30年度山縣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第60号 平成30年度山縣市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第61号 平成30年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第62号 平成30年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第63号 不動産の譲与について
- 日程第19 議第64号 市道路線の認定について
- 日程第20 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 平成29年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第4号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第12 議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第63号 不動産の譲与について
- 日程第19 議第64号 市道路線の認定について
- 日程第20 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○出席議員（14名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |

7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	長野裕君
学校教育 課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹村勇司君	書記	棚橋輝英君
書記	鷺見芳文君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から上野欣也議員が永年勤続の表彰を受けられましたので、その伝達式を行います。

○事務局長（竹村勇司君） 10年表彰を受けられました上野議員、演壇前へお進みください。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○事務局長（竹村勇司君） おめでとうございます。上野議員は自席へお戻りください。

○議長（石神 真君） それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番 古川雅一君、4番 加藤義信君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間とし、6月8日から12日、14日から17日及び20日を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月21日までの15日間とし、6月8日から12日、14日から17日及び20日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年5月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

5月23日、本市において中濃10市議会議長会が開催され、吉田副議長と出席をいたしました。会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。また、平成30年度中濃10市議会議長会の議員研修会は、11月5日に各務原市において開催されます。

5月30日、全国市議会議長会議が東京国際フォーラムにて開催され、会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号から日程第6 報第5号まで

○議長（石神 真君） 日程第4、報第3号 平成29年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第4号 平成29年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第5号 山県市土地開発公社経営状況について、以上の3議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第3号及び報第4号は繰越明許費繰越計算書、報第5号は土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきください。

日程第7 議第52号から日程第19 議第64号まで

○議長（石神 真君） 日程第7、議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、日程第8、議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について、日程第12、議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第14、議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議第63号 不動産の譲与について、日程第19、議第64号 市道路線の認定について、以上13議案を一括議題とし、市長に提

案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、上野欣也議員が長年の議員活動を通して、その功績により全国市議会議長会及び東海市議会議長会より表彰を受けられました。日ごろの議員活動に対し、また日ごろの活動に対し、心から敬意と感謝を申し上げますとともにお祝いを申し上げますのでございます。おめでとうございます。

さて、季節の移り変わりは早いものでございまして、昨日には東海地方に梅雨入りしたと見られるという発表がございました。毎年この時期になりますと、梅雨前線に伴う大雨や台風の被害、ゲリラ豪雨による災害が各地で発生をいたしております。いざそうした災害が発生いたしますと、市と協力して真っ先に活躍をしていただくのが消防団でございます。

この消防団におきましては、去る5月27日に伊自良総合運動公園におきまして、第16回の山県市消防操法大会を実施いたしました。小型ポンプ操法の部に10チーム、ポンプ車操法の部に4チームが出場され、日ごろの訓練の成果を十分に発揮していただきました。

消防団は、ふるさと、郷土をみずから守るという崇高な思いにより、日々訓練を惜しまずしていただいておりますが、また、そうした災害現場に率先して出動していただいて、市民から深く感謝されており、今後も山県市の安全と安心のまちづくりのために御活躍いただけることを確信しているものでございます。

また、消防団活動におきましては、毎年行われます、ことしは8月5日、郡上市で開催されます消防感謝祭、第67回岐阜県消防操法大会の小型ポンプ操法の部に出場されます第5分団の皆様には、本市の代表として現在訓練をしていただいております。御健闘されることを祈念申し上げる次第でございます。

さて、また本市は、多数の水栓バルブ製造関連企業が集積する国内屈指の水栓バルブ製品の生産地でございます。私の4つの大きな重点施策の1つとして、企業支援がございました。地域が元気であるためには、地元の企業の成長、地元の企業の元気な経済状況が欠かせません。

本市では、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定いたしまして、水栓バルブ産業を地域特性とした地域経済牽引事業を推進し、積極的に支援しており、5月16日には、

水栓バルブ製造関連企業の皆様がこの成長性の高い新産業への参入やI o Tを活用した生産性改革を推し進めることにより、さらなる成長を目指すため、2回目になりますが、水栓バルブ産業意見交換会を開催し、市内の18の事業所の御参加をいただいたところでございます。

また、今定例会の議案の中に、工場立地法に係る緑地規制を緩和し、工場の新增築など企業の設備投資、新たな企業立地等の促進や企業の市外転出の防止等を図るための条例の制定、また、税条例の一部を改正いたしまして、生産性向上特別措置法に係りますわがまち特例を追加する企業支援策もでございます。

今後とも、地域経済の振興による元気なまちづくりを目指してまいりますので、議員各位を初め、市民の皆様のお支援と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件は、報告案件3件、条例案件6件、補正予算案件5件、その他案件2件の計16案件でございます。

ただいま上程されました条例案件6件、補正予算案件5件、その他案件2件につきまして、順次御説明を申し上げます。

それでは、最初に、資料ナンバー1をお願いいたします。資料ナンバー1、1ページでございます。

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、たばこ税率の段階的な引き上げ及び加熱式たばこの課税の見直し、個人市民税の制度の見直し、新たなわがまち特例の導入、法人市民税の電子申告の推進など、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

16ページの議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、放課後児童支援員の基礎資格の規定の明確化及び放課後児童支援員の資格対象者の拡大を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、17ページの議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、18ページの議第55号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、19ページの議第56号 山口市工場立地法に基づく準則を定める条例につきましては、周辺の環境に配慮しながら企業立地の促進を図っていくため、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づきまして、緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定するものでございます。

次に、22ページの議第57号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、山口市空家等対策協議会の会長の選任方法について改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6、議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）につきましては、995万円を追加し、総額を131億1,599万2,000円にしようとするものでございます。

今般の補正予算は、職員の人事異動等に伴うものと、その他のものと2つに分けられます。

まず、歳出でございますが、8ページから12ページまでは人事異動に伴うもので、13ページの生活保護システム改修業務委託料262万5,000円は、本年10月からの生活保護制度改正に対応するための経費で、財源の2分の1を国庫補助金として見込んでおります。

続いて、15ページをごらん願います。

中山間地域等担い手育成支援事業補助金573万2,000円は、農事組合法人おおがと農事組合法人あおなみの機械導入補助金で、財源の全額を県補助金として見込んでおります。補助率は2分の1、上限500万円と73万2,000円を補助しようとするものでございます。

続いて、18ページをごらん願います。

スクール・サポート・スタッフ賃金280万8,000円は、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフを高富中学校、高富小学校、富岡小学校に各1名配置することが県から認められたため追加するもので、その財源の大半は国と県の補助金でございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

多くは歳出に連動するものでございまして、人事異動等を含めて今般の補正により不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金20万6,000円を計上いたしております。

続いて、22ページから23ページまでをごらん願います。

補正の給与費明細書でございます。特別会計においても、末尾にそれぞれ添付いたし

ており、一般会計においては、一般職職員数を2名減といたしております。これは、3月末以降の退職者等3名に対しまして、公共下水道事業特別会計から異動する1名を差し引いた人数でございます。

トータルの給料は203万円の増、職員手当は68万8,000円の減としており、組合負担率の改定等により、共済費は779万2,000円の増といたしております。

続いて、25ページの議第59号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、199万5,000円を追加し、総額を26億3,351万5,000円にしようとするものでございます。

32ページの歳出明細をごらん願います。

当初は、一般財源での臨時保健師確保を想定いたしておりましたが、今般、国県交付金のある認知症総合支援事業に位置づけようとするものでございます。

続いて、30ページにお戻り願います。

認知症総合支援事業に伴い、国県交付金、一般会計繰入金を計上し、その残余を介護給付準備基金繰入金として計上いたしております。

続きまして、33ページをお願いします。

33ページの議第60号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、246万2,000円を減額し、総額を9,916万4,000円にしようとするものでございます。

39ページをごらん願います。

ごらんのように人事異動の分でございますして、その財源は簡易水道基金繰入金の減額を計上いたしております。

続きまして、43ページをお願いします。

43ページの議第61号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、289万7,000円を減額し、総額を4億9,202万5,000円にしようとするものでございます。

49ページをごらん願います。

49ページは、ごらんのように人事異動分でございますして、その財源は一般会計からの繰入金の減額を計上いたしております。

続いて、53ページをお願いします。

53ページの議第62号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、868万7,000円を減額し、総額を6億2,304万4,000円にしようとするものでございます。

続いて、59ページをお願いします。

59ページも、ごらんのように人事異動の分でございます、その財源は一般会計繰入金
金の減額を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー1の23ページをごらん願います。

23ページ、議第63号 不動産の譲与につきましては、平成28年度をもって廃止した伊
自良キャンプ場の用地の返還に当たり、その用地に設置されているコテージ等の市有施
設について、土地所有者に譲与しようとするものでございまして、地方自治法第96条第
1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、25ページでございます。

25ページの議第64号 市道路線の認定につきましては、東海環状自動車道の側道計画
路線のうち、バスターミナル計画に係る路線について、施設等への進入路として整備す
るため、3路線について路線の認定をするものでございます。道路法第8条第2項の規
定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げました13案件につきまして、十分なる御審議を賜りまして、
適切なる御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせてい
ただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第20 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○議長（石神 真君） 続きまして、日程第20、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求
める請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので許可をします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、請願の趣旨説明と提案をさ
せていただきます。

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制
は、所得税法第56条、事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払い
は必要経費として認められていません。家族従業者の働き手は事業主の所得となり、配
偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しな
い額です。このことにより、家族従業者は、社会保障や行政手続などの面で不利益を受
けています。

政府は、青色申告にすれば給料を経費にできる、所得税法第57条、と言いますが、今

回の請願の問題でいえば、国が認めた申告制度としての白色申告事業者が1950年当時の状況とは大きく変化している税制環境の中で、68年間いまだに当時のままの所得税法第56条の矛盾を指摘し、廃止を要求しているに過ぎません。57条に基づいて青色申告にすれば解決するのではないかという意見も、事業者の現実を捉えてはいません。そもそも青色申告の記帳は、借方、貸方による複式簿記に基づくものであり、山州市の圧倒的に多い個人事業者の商売屋さんにとっては、白色申告の単式簿記による簡易記帳で十分です。

2014年1月からは、全ての中小事業者に記帳が義務づけられました。そのことにより、青色申告をして記帳作成等をすれば、働き分の全額経費の算入を認めるという根拠そのものがなくなりました。これは大きな変化であります。

3年前の請願当時から比べると、この間、家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国で490以上の自治体で採択されているにもかかわらず、なぜか岐阜県下では意見書の採択が進んでいません。

女性の活躍社会を目指し、2016年12月決定された第4次男女共同参画基本計画では、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討すると明記されました。

既に世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認めています。2016年、国連の女性差別撤廃委員会は、日本の所得税法56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。さらに、日本弁護士連合会による政府への意見書にも所得税法の見直しが正式に盛り込まれるなど、所得税法56条の廃止を求める声は確実に高まっています。

以上の理由から、所得税法第56条を廃止するよう国に対して意見書を提出していただきたく請願するものです。

なお、所得税法第56条の廃止を求める意見書は、別紙裏面を御参照ください。

慎重審議の上、意見書が採択されますようお願いいたしまして提案にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、6月13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

平成30年6月13日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 6月13日(水曜日)

○議事日程 第2号 平成30年6月13日

日程第1 質 疑

- 議第52号 山 県 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第53号 山 県 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第54号 山 県 市 障 害 者 地 域 生 活 支 援 事 業 の 実 施 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第55号 山 県 市 ピ ッ コ ロ 療 育 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第56号 山 県 市 工 場 立 地 法 に 基 づ く 準 則 を 定 め る 条 例 に つ い て
- 議第57号 山 県 市 空 家 等 対 策 協 議 会 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第58号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第59号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第60号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第61号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第62号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第63号 不 動 産 の 譲 与 に つ い て
- 議第64号 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て
- 請願第1号 所 得 税 法 第 5 6 条 の 廃 止 を 求 め る 請 願

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第52号 山 県 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第53号 山 県 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第54号 山 県 市 障 害 者 地 域 生 活 支 援 事 業 の 実 施 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第55号 山 県 市 ピ ッ コ ロ 療 育 セ ン タ ー 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第56号	山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について
議第57号	山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第59号	平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	不動産の譲与について
議第64号	市道路線の認定について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第52号	山口市税条例等の一部を改正する条例について
議第53号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第54号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第55号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第56号	山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について
議第57号	山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）
議第59号	平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	不動産の譲与について
議第64号	市道路線の認定について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 委員会付託

- 議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について
議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号 不動産の譲与について
議第64号 市道路線の認定について
請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 8番 | 福井一徳君 |
| 9番 | 山崎通君 | 10番 | 吉田茂広君 |
| 11番 | 上野欣也君 | 12番 | 石神真君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | 14番 | 藤根圓六君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総 務 課 長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	柴 田 雅 洋 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
子 育 て 支 援 課 長	安 川 英 明 君	農 林 畜 産 課 長	三 嶋 克 之 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	長 野 裕 君
学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事 務 局 長	竹 村 勇 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（石神 真君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、6月7日に議題となりました市長提出議案、議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例についてから議第64号 市道路線の認定についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、今回3点質問させていただきます。簡単明瞭な答弁をよろしくお願いします。

最初に、議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）の中で、資料6番の13ページ、民生費、生活保護費、生活保護システム改修業務委託料について、1つは内容とこのシステムの改修の理由。

2番目は、現在の生活保護家庭数、山県市のですね。そして、わかったら、県内における、現在、山県市の生活保護の家庭というのはパーセンテージだとどのくらいなのか。

以上、お願いします。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

生活保護システムの改修理由につきましては、平成25年の生活保護法の一部改正法の規定に基づき、平成30年10月から生活保護制度が改正されるため改修するものでございます。

システム改修の内容といたしましては、生活扶助費の計算方法について修正するほか、生活扶助基準や児童養育加算、母子加算、教育扶助、高等学校等就学費等についても見直しが行われることにより、それぞれの額の修正を行います。

このほか、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置と、来年度から変更される被保護者の調査様式についても対応するよう今回改修するものでございます。

次に、本市の現在の生活保護の状況でございますが、6月1日現在の被保護世帯数は76世帯で、被保護者数は98名でございます。

次に、県内における本市の状況につきましては、岐阜県に確認いたしましたが、各市

町の状況は非公表ということで、的確なお答えはできませんが、会議において公表されている岐阜県の平成27年度の保護率は0.34%で、本市の現在の保護率は0.36%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

2番目に、同じく資料6、ページ18の4番、教育指導費について。総合教育支援の内容について。

そして、2番目のスクール・サポート・スタッフの教育支援内容及び指導範囲。

3番目に、小規模校との公平性について。2つの、山県市内においては大規模校なんですけれども、小規模校との不公平が生じないか。あるいは生じた場合の対応。

その辺のことをお尋ねいたします。学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の総合教育支援についてでございますが、これは予算上の事業名でありまして、教育委員会が行う小中学校及び教育センター全体の学校教育に関する調査、研究、研修、情報収集、各種支援等に係る事業の総称名でございます。

2点目のスクール・サポート・スタッフ配置事業の内容についてでございますが、これは国の補習等のための指導員派遣等事業の1つの内容でございますが、小中学校等において教員の業務支援を行うことにより、教員がより児童・生徒への指導や教材研究などに注力できることが目的とされております。

昨年度来、働き方改革に伴う教員の事務業務負担等の解消が叫ばれる中、予算化され、国負担3分の1、県負担3分の2の事業が実現したということでございます。

基本的には、大規模校を中心に配置するという趣旨がうたっております。本市において希望したところ、10学級以上の3校について内定がされたという状況でございます。

次に、教育支援の具体的内容についてお答えします。

教員の業務支援となりますので、授業や家庭に配付するプリントの印刷、授業や行事、会議の準備、教材作成や資料の整理、保管、確認問題の採点、各種データ入力などが主な職務となります。よって、支援の範囲としては、あくまで教員の事務支援、アシスタントであり、直接児童・生徒とかかわる授業内での職務はございません。各校1名の臨時職員を配置し、1日5時間、年200日の業務支援を計画しております。

3点目の公平性についてお答えします。

先ほども述べましたように、要綱等には、事業対象校は費用対効果が高いと見込める大規模校となっております。まず本年度、本事業を3校が工夫して進める中で効果のある業務内容やその方法を洗い出し、市内全体の教員の業務改善につながるよう、例えば市費非常勤講師の職務内容を見直すなどの改善も図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 再質問ですけれども、このスクールスタッフの居場所といいますか、それは学校であって、教育センターにみえるとか、そういうわけじゃないわけですね。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） お答えします。

学校の職員室に配置するというごさいます。

以上のごさいます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

3番目に移ります。

同じく資料6のページ32、歳出、5、認知症総合支援事業についてお尋ねをいたします。

認知症総合支援事業の内容について、概略は、私も認知症に近いんですけれども、大体わかりますけれども、ちょっと簡単にわかるように説明をお願いいたします。

そして、2番目に、臨時保健師の、ことしからということなんですけど、その人の継続性といいますか、毎年毎年、1年ごとの契約になるのか、あるいはその都度、また保健師を、対象を変えるのか、その辺の説明もよろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

資料6、平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算の32ページ、認知症総合支援事業費につきましては、今年度当初予算で、認知症初期集中支援チームの医師謝礼やチーム員の研修費、認知症カフェの委託料、認知症サポーター養成研修費用、それから、6月30日に予定をしております認知症映画会にかかわる費用等が当初予算で見てごさいます。

今回の補正予算につきましては、臨時保健師の賃金と共済費でございしますが、この事業は、臨時保健師が認知症施策を行う場合につきましては補助対象となるため、ことし

4月より雇用しております臨時保健師が他市で地域包括支援センターの経験のある方でしたので、課内の事務分担を決めるときに担当になっていただきました。よって、ここで予算を計上したものでございます。臨時の職員でありますので、今後の継続については決定ではございません。保健師の人事異動等により臨時が必要になった場合とか、また、どういうふうに動くかもわかりませんので、継続性については決定ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 再質問ですけれども、地域包括センター南北における保健師との関連性とか、そういうのはなくて、あくまでも本庁勤務で在籍するということなんですね。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

現在、市のほうが委託しております地域包括支援センターには、各それぞれに保健師がおみえになります。その保健師は、先ほどお話ししました認知症初期集中支援チームのメンバーでもあります。それ以外に、介護の予防事業をやるために健康介護課には保健師が必要というふうに考えております。包括支援センターの保健師と連携をしながら、一緒に事業を行っていくための保健師でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。これで終わります。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について、資料2、新旧対照表、9ページ、一番下のところになりますが、第10条の2、第16項の追加規定について、どういふものか具体的に説明願います。

税務課長、お願いします。

○議長（石神 真君） 山田税務課長。

○税務課長（山田正広君） 御質問にお答えさせていただきます。

山県市税条例等の一部の改正の第10条の2、第16項、「法附則第15条第47項に規定す

る条例で定める割合は零とする。」の追加規定について御説明申し上げます。

中小事業者等の生産性を向上させるため、設備投資を後押しするための臨時措置として、生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布されました。

地方税法附則第15条第47項の規定は、生産性向上特別措置法に規定する市町村が国と協議を行い、同意を得た先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画に適合し、かつ、生産性向上のために設備投資を計画している中小事業者等が労働生産性を年平均3%以上向上させるものとし、認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械、装置等であり、生産、販売活動等の用に直接供するもののうち、施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されたものに係る固定資産税について、課税標準を、最初の3年間、価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じた額とすることと規定されております。

この臨時措置として公布されました生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置を、山口市といたしましては最大限生かしまして、市内の中小事業者の生産性向上に向けた設備投資を支援するため、本市においては、山口市の税条例で定める割合をゼロとするよう山口市税条例の改正を行うものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 確認をさせていただきました。ありがとうございました。

次、続きまして、議第58号、平成30年度一般会計補正予算、資料6、18ページ、スクール・サポート・スタッフ賃金について。

先ほど藤根議員のほうから質問もございまして、重なるところがあるかもしれませんが、補助率は10分の10で大変に有利なものですけれども、補助金を利用するその背景と、事業目的という点でつけ加えることがあれば、学校教育課長、よろしく願いいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の本事業を活用する背景についてでございますが、今、議員もおっしゃられたとおり本市の教職員の事務業務負担が少しでも解消でき、しかも、市の持ち出しがほとんどないという利点があるからでございます。

国や県は、この事業の立ち上げの理由として次のことを挙げております。

文科省の平成28年度教員勤務実態調査によると、平日1日当たりの業務内容について、授業準備15分、成績処理13分の増加、土日については中学校等で成績処理の増加が顕著

な状況となっているという調査結果があったこと、また、公立中学校教員の約6割が過労死ラインで働いていることなどが挙げられています。

県においても、教職員の働き方改革プランを昨年度策定し、時間外勤務時間の上限を720時間、月80時間とするとともに、学校とともに徹底した事務事業等の見直し、加えて、学校においては、次期学習指導要領の円滑な実施に向けた学習指導等の体制の強化、充実も求められることから、学校や教員の業務を見直し、教員が本質的に担う業務に専念できる環境を確保する必要があるなどと述べられています。

本市ですが、本市の全教職員の業務負担アンケートで高い数値を示している事務的な内容には、授業や会議の事前準備、各種点検作業、行事の準備や片づけ、各種アンケート、成績、テスト等の処理となっております。また、実施予定の3校については、学級数、教員数、児童・生徒数などから考えても、総事務量は多いです。また、印刷機1台当たりの使用教員数、使用枚数や、市費の非常勤講師1人当たりの児童・生徒数もほかの学校よりも高い数値となっております。

2点目の事業目的についてお答えします。

先ほどの答弁と重なるところがございますが、学習プリントの印刷等、事務業務を教員にかわって行うサポートスタッフを配置することで教員の負担軽減を図り、教員がより児童・生徒への直接的指導・支援や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的としております。

具体的には、平日における総時間外勤務時間を、平成30年度は平成20年度と比べて20%減を目標と考えております。

本年度、事業を進めながら、効果のある業務内容等について検証、工夫、改善を図り、市内全体の教員の事務業務改善につなげるよう成果を上げていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、再度質問させていただきますが、この補助金は来年度以降も継続事業なのかどうかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

本事業の要綱の説明資料においては、このように書いてあります。平成31年度以降の配置予定については、補助事業であるため、今後の配置のあり方については、平成30年度の本事業の活用状況なども踏まえて検討予定であるとあります。よって、来年度、本年度と同じ条件の継続の確定は、今のところ情報としてはつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 再度、また質問させていただきますが、背景、また、先ほどの事業目的からすると、来年度以降、また全小中学校に配置する必要があると思います。単年度では本来の目的には結びつかないと思いますが、市としていかがか、確認だけさせていただきますたいと思います。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えをします。

現在のところ、まだ事業が始まっておりませんので、まずは、本年度が始まって、中間業績というか、途中実績等、それから、国や県の今後の動向を注視して考えていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、2点質疑をしたいと思います。

1点目は、山縣市工場立地法に基づく準則を定める条例についてということで、資料は1の19ページです。

今回は、緑地規制の緩和というのは、企業立地促進等を図るために条例を制定する提案でした。今後、地域経済牽引事業の促進に際しては、環境保全の角度から、開発に際して、提案説明の冒頭にある、周辺の環境に配慮しながらというただし書きがあります。実は、内閣府のホームページの中にも、去年の秋、山縣市で行われたRE S A Sを活用した政策立案ワークショップの記事とか、それから、地域経済の牽引支援事業ということで、事業計画書のようなものもアップをされていました。この中にも、鳥獣保護及び管理及び狩猟の適正化に関する法律に関する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域については、その促進地域に含むものとして、環境保全のために配慮を行う事業について明示する必要があるというような記述もされています。そういうことで、想定をされる、周辺の環境に配慮しながらという具体的な内容について御説明を、まちづくり・企業支援課長にお願いします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

周囲の環境等に配慮しながら工場等の立地を進めていくということは大変重要なこと

かと考えております。地域経済牽引事業計画の基本計画の中でも、周囲の環境に配慮するという項目をつけ加えさせていただいているところがございます。

こうしたことを考慮しながら、今回、工場等の立地の緑地率について、一部の地域について緩和を考えたものでございます。実際には、届け出があった場合に、国が示しております運用例規というものがございまして、これに基づいて、緑地の配置計画、樹種等など、指導をしていきたいというふうに考えております。

また、緩和によって、緑地を設けるために周囲の農地等を取り込まなければならないという場合もございますので、こうしたことに配慮して、今回の緩和というものを考えました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 美山の地域経済牽引事業、具体的にいろいろな角度で推進されていると思いますので、地域の方も含めて、この事業がうまくいくように丁寧に進めていただきたいと思います。

それでは、2点目、不動産の譲与についてということで、資料1の23ページのところです。

いわゆる伊自良キャンプ場の建物を、施設を有効利用させ、地域活性化活動を支援するために、地主である小倉・上願・藤倉生産森林組合及び神明神社に譲与する提案です。説明では、トイレ以外は残存価格なしとの説明でした。以前、この場所はレッドゾーンということで、施設の老朽化とともに山県市が閉鎖をした場所だというふうに思っています。譲与後に万が一の事故があった場合に行政の道義的責任が問われないかなというように思っていたので、現地を実際に見てきました。そうしたら、周辺は、間伐が行き届いていて、清流の流れがキャンプ場に非常にふさわしい、場所としてはいいところだったなど。建物も平家づくりで、私は非常にぼろぼろで危険で危ないんじゃないかなという想像をしていたんですけども、そんな危険度ではなくて、外壁など、一度塗装したような感じもしました。

そこで、2点お聞きしたいんですけど、1つは、小規模修繕の場合は、当然資産計上されていないというふうに思いますので、ここの施設はいつごろ修繕等々されていたかどうか。

それから、2点目は、地元の話で聞き及ぶには、地元の若者が大工仕事で修理して、キャンプ場に使いたいということだから了解したという話でした。全員協議会では、岐阜市の会社が請け負うという説明でしたけれども、そのあたり、地元生産森林組合と

運営者、岐阜の会社でしたか、との関係だとか具体的な協議の内容について御説明を、農林畜産課長にお願いいたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、1点目の施設の修繕時期についてでございますが、水源地、給水施設等の修繕は故障の都度行っておりましたが、バンガロー等の建物自体の修繕は、山口市に合併してから修繕費の支出記録はございませんでした。

その理由でございますけれども、当時の管理人さんがよく世話をしてくれる器用な方でございます。掃除はもちろんのこと、外装のペンキ塗りや、ちょっとした不具合であれば、原材料を提供すればご自身でやっていただけたということもあり、建物の修繕のための業者へ発注したことはございませんでした。

また、廃止間近におきましては、利用客数の減少もあり、全棟貸し出すこともなくなったため、修繕に費用がかかりそうな10号棟と12号棟、13号棟のバンガローは貸し出しをやめておりました。

次に、2点目の御質問でございますが、全員協議会で、岐阜市の会社が請け負うと御説明申し上げましたが、これは地元の若者2人がキャンプ場を行うために当たって立ち上げた会社のことでございます。この会社の所在地が岐阜市であるため、そのように御説明をさせていただきました。2人は山口市商工会にも加盟しており、ふだんはそれぞれ電気設備、建築の会社で活躍されていますが、地域の活性化に協力したいとの思いから、また、地元との契約を交わすに当たりまして、社会的責任を果たすため、会社を別に立ち上げたとのことでした。

キャンプ場跡地の活用については、他の事業者からも地権者に提案があり、そのためプレゼンを実施し、引き続きキャンプ場として活用する本事業者が選定されたものでございます。最終的な判断は、それぞれの森林組合等の総会に諮って決定をされました。

その他の地元と事業者の具体的な協議内容につきましては、市として立ち入ることはできませんので把握はいたしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 伊自良湖の改修もされて、実際きれいな状況になっています。それで、このキャンプ場もあわせて活性化に、相乗効果、シナジー効果を出してつながっていくといいなということで、そういうことを期待して、以上で質疑を終わりたいと思います。

○議長（石神 真君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長から許可を受けましたので、質問をさせていただきます。

山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について、議第56号、資料1の19ページに書いてありますが、まちづくり・企業支援課長並びに農林畜産課長にお尋ねをいたします。

パブリックコメントを求めて、その意見を集約されたようですが、まずパブリックコメントではどのような意見が出てきたのかどうか。

それから、パブリックコメント、もちろん大事なことでありますけれども、その前提として、この山口市の中で建築基準法がどのように適用されているか、私、十分知らずに質問をしているわけですが、建築基準法の話もあわせてされているのかどうか。

それから、太陽光発電施設ということですが、これは環境施設面積に組み込まれているのかどうか。

それから、環境保全と保安林確保の観点から、農林畜産課長としての見解がどうあるのかどうか。

大前提として、私は、山口市、84%が森林地帯という前提であれば、本当のことを言っても、企業の立地には、非常にそういう問題は進めていくのはいいことだとは思いますが、法に抵触されていないかどうかの心配をしております。その意見を含めて、両課長に意見を求めたいと思います。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

1点目のパブリックコメントにつきましては、4月1日から4月30日までホームページ上で意見募集をしておりましたが、残念ながらといいますか、御意見はございませんでした。

2点目の建築基準法との兼ね合いということですが、これは、建築物を建てる、増設する、またはそういう場合のことかと、建ぺい率等のことをおっしゃっていらっしゃるんじゃないかというふうに考えておりますが、山口市の都市計画区域内については、当然、建築基準法上の建ぺい率、容積率等が定められております。市内の建ぺい率については、おおむね60%でございますが、用途地域が商業地域にあっては80%ということになっております。

これと今回の工場立地法のパブリックコメントに向けた法律の兼ね合いでございます

が、緑地率についてと建築基準法については少し問題が違っておりますね。今回、このことについて断った上でパブリックコメントを実施したわけではございません。既存の工場等が増設する場合、当然のことながら、建築確認等が必要となってきますので、こちらのほうは個別のほうで行っていただきたいというふうに思っております。

3点目の太陽光発電施設というものが環境施設として認められるかということだと思いますが、工場立地法の施行規則第4条で認められるということになっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

環境保全の観点としましては、規模拡大、新設に当たっては、農山村の田園風景や自然生態系への影響について配慮されることが必要と考えております。

保安林確保の観点としましては、保安林に指定されますと、受益の対象が消滅したとき等、指定の理由がなくなった場合や公益上の理由により必要が生じたとき等、特別な理由がない限り解除できないことになっていることから、影響は少ないと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

先ほど言いましたように、推進をしていただくのは結構だというふうに思っていますが、再質問を1点だけさせていただきます。

具体的なところを余り言うとも問題が起きるのかもしれませんが、岐阜市の北西部地域、則松地域になるんですか、時々山縣市へ帰ってくるときに、売電目的だと思うんですが、太陽光発電の施設が山の下のほうから中腹あたりまでずーっと続いているところがあります。多分、皆さん御存じであろうと思うんですが、ああいう売電目的になったときに、果たしてこれを環境施設面積というふうに判断するのかな。今後、山縣市でそういうのが出たときに地域から苦情が来ないかなという心配をしているんですが、なかなか答えにくいところがあるかもしれませんが、他地域を見て、自分のところの地域はどうなのかなという判断を思うんですが、そこら辺、答えられる範囲で結構ですが、課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

工場立地法に基づく工場の敷地内に太陽光発電施設を設ける場合には、環境施設として認められるということでありまして、太陽光発電所だけをという場合には、これは工

場立地法には適用されないというふうに私は考えております。

その他の環境から見て、太陽光発電がいかななものかというのは、私のほうからはお答えはできませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 今回、通告を行っておりませんが、議長より許可をいただきましたので、1件質疑をさせていただきます。

議第53号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、資料ナンバー1、16ページです。

改正となるこの条例の第11条第3項に加えられる10項目め、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるもの」が追加されるんですが、こちらの加えられる項目は指導員の基礎資格の拡大とお聞きしておりますが、この条例を追加する理由として、指導員の不足している現状を解消するためのものであるかということと、現在の山口市の指導員の状況はどのようなか、そして、この条例の10項目めの前に9項目めがあるんですけれども、そちらのほうは、「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」とあります。この9項目めと追加される10項目めの違いをお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） お答えをいたします。

今回の条例の一部改正は、第10号につきましては、基礎資格を新設し拡大するものでございます。現行の規定では、高校を卒業した者でなければ、放課後児童支援員となる資格がありませんが、10号は、高校を卒業していない者であっても、5年以上の実務経験があれば基礎資格があるというふうに拡大されるものでございまして、こちらは基礎資格だけでございますので、こちらの基礎資格をもって試験の講習を受けるということが必要でございますが、現在、これをふやすために拡大したものでございますが、実際に支援員がふえるかどうかというのはまだ定かではございません。

第9号との兼ね合いでございますが、9号のほうは、高校を卒業した者であれば、2年以上の実務経験があれば基礎資格があるということでございますので、10号につきま

しては、高校を卒業した者でない者についての規定でございます。

次に、市の状況でございますが、現在児童クラブは、各児童クラブごとに2名以上の支援員が必要でございます。しかしながら、伊自良北小学校と大桑小学校につきましては指導員が不足をしておりますので、伊自良北小学校につきましては伊自良南小学校へ、大桑小学校につきましては桜尾小学校へ、児童が移動しながらクラブを行っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

学校等の空き教室を改修しクラブ室をつくり、対象年齢の拡大も進めている山県市ですが、指導員の不足によって、伊自良北小学校、大桑小学校については、学校の授業が終了後、恐らくタクシーに乗って南小、桜尾小のクラブ室へ移動していると思います。せっかく児童クラブの受け入れなどの拡大、改修工事なども行っておりますので、やっぱり指導員の不足は何とか、難しいと思うんですけども、解消へとつなげていただいて、本来できる姿にしていきたいと思います。

この改正によって、基礎資格が拡大するんですが、募集については、それがどれぐらい影響するかというのはまだ未知数だとは思いますが、この募集をしていく方法はどのようなかお聞きします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） お答えをいたします。

募集につきましては、市の広報またはホームページ等で募集を行ってまいりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 広報やホームページということで今お聞きをしたんですけども、対象者は限られてくると思いますので、より効果的で積極的なアプローチをできたらしいとお願いいたしますので、お考えいただけたらと思います。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例についてから議第64号 市道路線の認定についてまで

の13議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんでした。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第2、委員会付託。

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例についてから議第64号 市道路線の認定についてまでの13議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願は、会議規則第134条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

14日は総務産業建設委員会、15日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分散会

平成30年6月18日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成30年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月18日(月曜日)

○議事日程 第3号 平成30年6月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(14名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	長野裕君

学校教育
課 長

鬼 頭 立 城 君

生涯学習
課 長

土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼
事務局 長

竹 村 勇 司 君

書 記

棚 橋 輝 英 君

書 記

鷲 見 芳 文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、通告順位に従い、猟友会と行政との協力体制について質問いたします。

山縣市猟友会の皆様方には、有害鳥獣駆除に御協力いただき、心より感謝申し上げます。毎年多くの有害鳥獣を駆除していただいておりますが、先日も、熊の目撃情報がありました。さらなる市民が安心・安全に暮らせるよう、また、農作物被害が減少するように、行政、市民と協力して駆除数をふやしていかなければなりません。

山縣市猟友会の会員の高齢化も進み、若手ハンターの確保、育成も必要ではないでしょうか。愛知県の新城市では、ことしに入り中学生へのビームライフル銃の射撃体験、講師による鳥獣害に関する講習を行っています。中学生での射撃体験は賛否両論ありますが、まずは興味を持っていただけるのが大切ではないのでしょうか。また、10年後、20年後を考えると、それほど深刻な人材不足になる危機感のあらわれだとも思います。

山縣市猟友会の会員の高齢化が進んでいる今、有害鳥獣駆除数をもっとふやすためには、山縣市猟友会の方々の、有害鳥獣の殺傷後の後始末の負担を減らし、駆除に力を入れてもらうべきではないでしょうか。

有害鳥獣の殺傷後の後始末には、土に埋めるか、焼却施設に持ち込むかの2通りがあります。土を掘り、埋める作業は相当厳しいのではないのでしょうか。衛生上の問題も発生いたします。美山地区に焼却施設がありますので、もっと有効利用してはどうでしょうか。2015年には、養老町の猟友会の方が、有害鳥獣の後始末に困り、山中の河原に大量の鹿の死骸や骨を不法投棄して書類送検された例もございます。

そこで、農林畜産課長、市民環境課長に質問いたします。

最近の有害鳥獣の捕獲数と農産物被害の現状、現在の猟友会の会員数と平均年齢、10年後、20年後の予測、今後どのようにして、山縣市猟友会と協力して会員をふやしていく考えなのか。美山地区の焼却施設の有効利用、有害鳥獣の殺傷後の後始末のサポート

の考えは。ジビエへの支援策はないのか。

以上、質問いたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

山県市の平成29年度の有害捕獲による捕獲数は、イノシシ179頭、ニホンジカ447頭、猿42頭、カラス631羽、ハクビシン46頭、ヌートリア46頭、アライグマ33頭であります。

農産物被害の状況ですが、市役所に被害の連絡がありますのは家庭菜園を営んでみえる方からがほとんどで、被害面積は不明です。イノシシによる水稻被害につきましては、岐阜中央農業共済組合で面積を把握しておりまして、昨年度の被害面積は、243アールであります。

現在の山県市猟友会の会員数は71名、有害捕獲従事者としては42名で、その平均年齢は62歳であります。30代、50代の会員数は全体の約3割、60代も約3割在籍してみえますが、このまま若い会員がふえなければ、今後10年、20年後の捕獲活動が困難になることも見込まれます。今後も会員確保のため、以下に述べますジビエ支援等を通じて、猟友会とともに広くPRしていきたいと考えております。

ジビエへの支援策でございますが、今年度JAぎふが中心となり、山県市、猟友会、岐阜農林事務所を構成員とする山県ジビエ検討会が立ち上がり、去る5月11日に、第1回検討会が開催され、現在猟友会員が主体となって、食肉加工が可能な施設の整備を美山地域で検討しております。今後この施設が、山県ジビエとして軌道に乗り、ジビエとしての処理数がふえれば、山中に埋める数の減少にもつながります。施設整備に当たっては、国、県の補助制度の活用を含め、検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

美山地区の焼却施設クリーンセンターの有効利用につきましては、殺傷後の有害鳥獣は、まず第一にクリーンセンター建設時に地元と締結いたしました協定書で、動物の死骸は焼却対象となっていないため、取り扱う場合は地元の同意を得る必要があります。

また、山県市クリーンセンターは、人口規模に合わせ小規模な設計がされており、炉の面積が小さく、水分や脂肪を多く含んだ動物を処理した場合、燃えにくいいため、燃焼が完結せず、焼却残渣内に燃えていないものが残る可能性があります。これにより、焼却灰や排ガスの公害値や、灰溶融炉などの設備への影響も考えられます。

しかしながら、有害鳥獣の後始末に困ってみえるのは承知しておりますので、地元の

同意が得られるのであれば、カラスなどの小動物だけでも焼却が可能かどうかを調査していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 有害鳥獣を美山地区の焼却施設クリーンセンターで焼却するには、地元の同意が得る必要があるとのことですが、ぜひ話を進めていただきたいとお願い申し上げます。

現在の山縣市猟友会の会員数は71名、有害捕獲従事者としては42名とのことですが、1人でも多くの方に有害鳥獣駆除に協力していただき、捕獲数をふやしていかなければいけないと考えますが、29名の方は有害捕獲従事者ではない理由はなぜでしょうか。

今後も会員確保のため、ジビエ支援等を通じて、猟友会とともに広くPRしていきたいとの考えですが、県、市から狩猟免許等取得補助金があり、昔に比べたら狩猟免許が取得しやすくなりました。しかし、補助金が出るからといって、興味がない方には関係のない話です。さきにも述べましたが、まずは狩猟、有害鳥獣駆除、ジビエ等に興味を持っていただくことが大切なのではないでしょうか。狩猟体験ツアー、射撃場体験見学ツアー、有害鳥獣駆除見学ツアー、ジビエ料理ツアーなど、行政と山縣市猟友会が協力して行ってはどうでしょうか。今後何か具体的な対策はあるのでしょうか。

再質問いたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えします。

1点目の、29名の方が有害鳥獣捕獲従事者でない理由といたしまして、猟友会へは社会貢献活動として有害鳥獣駆除を依頼しており、会員の皆さんへは、有害鳥獣の出没情報に合わせて、平日でも緊急の出動をお願いするため、会員それぞれの仕事や事情により従事できない方もおられます。そのため、毎年猟友会の事務局から、会員の皆さんへ有害鳥獣捕獲参加の意思を確認し、従事可能な方を任命していることから、猟友会の会員数と有害鳥獣捕獲従事者数には相違がございます。

2点目についてですが、議員御指摘のとおり、市民に狩猟、有害鳥獣駆除、ジビエ等に興味を持っていただくことは大切なことです。そのため、山口市でも昨年度には、福祉課が山口市体験型保育事業で、シシ汁やイノシシ、鹿肉の入ったハヤシライスを提供したり、まちづくり・企業支援課が山口市田園移住支援事業で、鳥獣被害の状況の話や市内飲食店に調理いただいたイノシシの肉を食べていただくなど、各課とのコラボ事業も開催しました。

今後も猟友会と協力し、猟友会の活動が多くの方に興味を持ち、身近に感じていただけるような事業を開催していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

通告順位2番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、発言通告に従いまして、以下質問をいたします。

今回は、借地料支払いの現状と今後の対応についてを取り上げます。

毎年度の当初予算書を熟読しますと気になるのは、市が管理している公共施設における、本市が借地料を支払っている案件の件数が非常に多いこと。また、その全体の借地料の金額が高いことであります。

具体的な借地について、以下、各課ごとに見てみます。

例えば、総務課における財産管理費で、市役所北側にある駐車台数84台分の市職員用駐車場821坪において、平成28年度には、借地料61万7,000円が支払われていましたが、29年度及び30年度には大きく値上がりし、85万8,000円が個人の地権者に支払われています。また、消防では、高富消防署で常備消防費として、署南側の訓練場として、28年度から30年度までに、毎年同額の44万5,000円が支払われています。

農林畜産課においては、農産物直売所てんこもりでございますが、管理として駐車場の借地料として38万5,000円が支払われています。また、林業振興費として、伊自良地区の釜ヶ谷などの生活環境保全林管理で、72万1,000円が支払われています。

まちづくり・企業支援課では、美山キャンプ場管理として借地料154万3,000円が、また、コテージ村管理に50万9,000円が支払われています。

建設課では、都市計画公園費として、四国山香り会館で山林の借地料として146万5,000円が支払われているほか、住宅管理で借地料50万8,000円が支払われています。

学校教育課では、小学校管理として106万円が支払われ、生涯学習課では、地区公民館管理で、28年度110万4,000円、29年度からは125万7,000円が支払われています。高富中央公民館管理で29万4,000円、美山中央公民館管理で112万8,000円が、山口市総合運動場管理で613万3,000円が支払われ、その他の体育施設管理として249万3,000円が、同じく借地料として支払われています。

このように、借地料は、総額1,992万円ほどの多くの公金が毎年支出されている状況で

あります。

借地をしている案件については、駐車場などとして仮設的な使用をしているものが多い状況となっておりますが、借地面積の大きいものについては、生活環境保全林として使用されております、例えば伊自良釜ヶ谷などのように160万平方メートルに及ぶものがございます。また、借地金額の大きなものは、さきに述べたように、山口市総合運動場の613万3,000円が挙げられます。

むろん、それぞれの施設において市が管理しているこのような公共施設において、借地料の支払いがやむを得ない理由があったこととは考えますが、しかしながら、本来、市役所の職員駐車場、小学校運動場など真に必要な施設については、借地でなく、底地の土地を買収すべきものであると私は考えております。

特に、借地の上に上屋等の建物や重要施設がある土地については、地権者の相続に伴う立ち退き要求などの発生のおそれ、また、共有地における地権者間の用地のトラブル等の発生なども考えられ、用地買収などの検討を今後もすべきと私は考えております。特に美山中央公民館、美山老人福祉センター等の建物が建っている敷地及び南北の駐車場などの、ほぼ全ての敷地が借地であることについて、私は正直驚きました。

ところで、今議会では、借地の利用状況から、伊自良キャンプ場の廃止に伴う借地が返還されるとともに、バンガロー等の地権者への譲与が本議会に提案されています。このように、今後も全ての案件について、借地の全部、あるいは一部の返還も視野に、さらなる検討を進めていく必要があると考えます。

また、借地をしている物件の中には、さきに述べたように、山口市総合運動場のように、年間613万3,000円もの大きな支出をしているものがあります。総合体育館は、既に建築後20年を経過しております。少なくとも今まで市は1億円以上にわたる支出を、この土地について、支出をしてきたということになります。借地料については、本市での路線価の値下がりが続いておりますし、一部地域では地価が3分の1に低下したところもあると聞いております。このようなことから、借地料の低減交渉なども含めて、より慎重な検討が必要ではないでしょうか。

しかし、予算書を見る限り、前に述べたように、市役所北側の職員駐車場が、28年度と比べ24万円と大きく値上がりした案件以外のものについては、毎年同じ金額がずっと続いているという状況であります。厳しい財政状況が続いている山口市においては歳入の増加も必要です。また、これに伴う施策も必要だと思えます。一方で、歳出面においては、歳出を抑える一層の努力が不可欠だと考えます。

各課における予算の策定、あるいは予算査定の段階を含めて、市執行部及び我々議員

についても、日ごろから公金のより適切な執行に努めていかなければなりません。さらに現在、市では、公共施設等総合管理計画を策定しています。借地料を支払っている公共施設についても、将来にわたる社会情勢の変化をも見込んで、さらなる十分な検討が必要ではないでしょうか。

そこで、以下2点について、質問をいたします。

1点目は、各課を統括する宇野副市長に、借地料を支払っている案件の現状及び今後の対応について答弁をお願いいたします。

2点目は、公共施設等管理計画の中で、今後どのような方針のもとに、借地料についての検討をしていく意向なのかについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷 明夫議員の御質問にお答えをいたします。

借地料につきましては、山口市全体で81カ所、面積約413万平方メートルでございます。これに要する総額が、御指摘のとおり、1,992万8,000円となっております。ただし、箇所数につきましては、同報系の屋外拡声器の25カ所が含まれておりまして、面積につきましては、御指摘のとおり、創造の森や釜ヶ谷雨乞いの森のような山林等が含まれております。

契約の内容につきましては、土地の形態が、山林から公民館や保育園などの駐車場までさまざまであり、契約額も、おおむね事業に御理解いただき、比較的安価な額としていただいておりますが、山林のように面積の差には関係なく一定額で契約しているものから、1平米当たり数百円という契約まで、さまざまでございます。

もちろん、新しい施設の建設を検討する場合は、用地取得を前提としておりますが、さまざまな要望や各種条件から建設予定地が限定され、土地の譲渡に関する地権者の同意が得られない場合や、利用者の増加に伴う駐車場用地のように、当該用地の恒久的な利用が不明な場合、また、地権者の協力が得られ、取得よりも賃貸の方が有利な場合など、施設ごとのさまざまな条件を考慮し、その都度、最善な方針を選定してきた結果が現在の状況ではないかと考えております。

しかしながら、昨年度、公共施設等総合管理計画に係る個別施設の管理方針を策定し、各施設を3つのグループに分類してお示したところであり、今後は、土地の賃借関係につきましても、このグループ別に対応したいと考えております。

まず、原則、休止または廃止することとした施設につきましては、廃止後、施設及び土地の売却、または返還を原則としているため、今回議案として提出させていただいて

いる伊自良キャンプ場のように、借地契約を結んでいるものは、施設等を廃止後、契約を終了して土地を返却することとなります。

ただし、既に休止済みの静山荘のように、原状回復のための解体費用が土地賃借料を大きく上回るようなものにつきましては当面見送るなど、費用対効果を十分検討しながら対応してまいります。

また、当面、現状を維持し、耐用年数の経過等安全な利用が困難となった時点で休止、または廃止することとした施設のうち、土地を賃借している施設につきましては、契約更新時に、耐用年数や借地の返還を見据えた契約内容を慎重に検討するなど、より適切に対応してまいります。

最後に、建てかえと長寿命化対策の比較検討を行い、今後も保有していく施設のうち、土地を賃借している施設につきましては、契約の更新時などにおいて、借地の購入や借地料につきまして十分検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それぞれ答弁をしていただきました。

公共施設等総合管理計画の中で、今後も慎重に検討していくという答弁でございました。その方向で私はいいと思っておりますが、再質問をいたします。

具体的な借地料の低減に向けて、1点目の再質問は、高富中央公民館の北側の駐車場でございますが、西の山側部の、中央公民館自体の利用も非常に少ないということから、山側部の返還を考えてはどうかと。

また、借地料の多い山口市総合運動場でございますが、中学校の西側に新たな駐車場ができたということから、特に借地料の多いこの総合運動場につきましては、北西部にある第5駐車場、これの返還も当然視野に置いていいんじゃないかと思えます。

一方で、利用者の少ない美山キャンプ場、片狩の左岸に当たる、武儀川の左岸の駐車場でございますけれども、ここも借地をしているスペースはかなり余裕があります。左岸の駐車場についての、例えば一部なりの返還というのも当然考慮すべきというふうに考えますが。

以上、3つの施設についての、返還などについての検討の余地はないのかどうか、これについて、同じく副市長にお尋ねをいたします。

再質問の2点目につきましては、行政の基本的な施設でございます、例えば美山小学校でございますが、運動場、これ、もともと山林の部分を削ってグラウンドにしたと思えますが、こういう学校の基本的なものは、美山小学校の統合に合わせて、少なくとも

用地を買収するということが基本ではないでしょうか。この点についても副市長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷 明夫議員の再質問にお答えをいたします。

高富中央公民館の北側駐車場につきましては、現状でも利用される方は少なくなく、開催される行事によっては駐車場が不足することから、当面は必要であると考えております。しかし、本施設は、公共施設等総合計画において、当面は現状を維持し、耐用年数等で安全な利用が困難となった時点で、休止または廃止する施設としておりますため、今後は施設のあり方を検討する中で、返還も含めて検討をしております。

次に、山県市総合運動場の第5駐車場につきましては、運動場及び体育館の利用者の増加を考慮して確保したものでございまして、現在も利用者は増加傾向にあることから、今後も必要な駐車場であると考えております。

次に、グリーンプラザ美山のキャンプ場の武儀川左岸の駐車場につきましては、公衆トイレと大型自動車等の駐車場として利用しており、年間40台から50台の大型バスやマイクロバスの利用がございまして。また、キャンプ場の約60台の駐車場は、夏休みの繁忙期には不足することもあるため、臨時駐車場として利用いただいているところでございます。

このほか、キャンプ場の利用者以外でも、駐車場近くの、神崎川の片狩橋の周辺では夏場の水遊びが盛んで、市内外の多くの方が訪れる場所になっており、キャンプ場の利便性向上と交流人口の増加のために必要な駐車場であると考えております。

2点目の美山小学校運動場等についてでございますが、美山小学校は、公共施設等総合計画において、建てかえと長寿命化対策の比較検討を行い、今後も長期的に機能を維持していく施設としていることから、契約の更新時などにおいて、過去の経緯を踏まえた上で、借地の購入を含め、借地料につきましても検討をしてみたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 将来にわたる公共施設等管理計画の中で十分検討するという内容だと思います。いずれにいたしましても、全部の施設をとというわけでもないんですが、一部でも返還という可能性は、例えば高富中央公民館、あそこにはもともと中学校の運動場ということで、もともとはここを借地したと思います。現在では、卓球場のある体育館も老朽化しかなり、また、土砂流出危険区域にあるということからも、役割

が多分減少すると私は思います。

全ての方が車で来られるということは大事かとも思いますけれども、やはり最低限の施設であるべきだと私は思いますので、部分的な返還も視野に、十分検討していただきたいと思います。

そういう中で再々質問でございますけれども、今、機能を廃止したものについては、借地も返還するというお話がございました。そういう中で、私はちょっと思いますのは、伊自良のキャンプ場は今回廃止になりました。その周辺の釜ヶ谷の生活環境保安林、これについても、返還ということも視野に検討すべきではないでしょうか。全てとは申しませんが、部分的には、少なくともキャンプ場そのものがなくなったわけでございますので、キャンプ場の環境周辺について、また新たな民間での動きもあるかとは思いますが、市として、これを全部今後も借り続けるという必要性はかなり薄れるのではないかと私は考えますので、これについても、どんな考え方をしてみえるのか。

伊自良のキャンプ場の廃止に伴う生活環境保安林、非常に大きな面積を、実はこれ、占めております。少なくとも一部だけでも返還が可能ではないのか、これについて、副市長に同じく意向を伺います。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

釜ヶ谷の返還という御質問でございますが、これは、釜ヶ谷の登山道として生産組合等からお借りしたものでございます。それで面積が非常に多うございます、御指摘のとおり。これにつきましては、筆としてお借りしたということで、登山道の延長の、その間にある筆ごとにお借りしたということで、面積が非常に多いということでございます。

なお、登山口から頂上までの間の登山道の借地ということで、年間、こちらは確か50万ほど支払っております。

今、山縣市としても名山めぐり等、非常に人気もございます。当分の間は借りざるを得ないのかなと。ただし、それぞれの期間におきまして、更新時には交渉はしていくというつもりでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

議場の時計で10時55分から会議を再開いたします。

午前10時39分休憩

午前10時55分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして 2 件、一般質問をさせていただきます。

まず 1 件目に、歴史観光まちづくりについて。

昨年 3 月定例会におきまして、歴史観光まちづくりについての一般質問をさせていただきます。地方創生交付金事業を活用して、「今、ときが動き出す」という山県市歴史ストーリーガイドを作成されました。大変デザイン性が高く、内容的にもいいものをつくっていただいたと思っております。

また、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間かけて、無形民俗文化財調査を実施し、調査報告書と記録映像を作成されました。市内各地で地域の人々が伝統を受け継いで行っている行事、また、途絶えた行事を記録として残し、次世代に受け継ぐためには大変価値のあるものを作成されました。どちらも、ぜひ有効活用していただきたいと思っております。

昨年、質問したときにも話しましたが、市民に対しては、歴史的な価値を知って、未来へ継承していこうという機運を醸成するようなこと、また、市外には、広域連携を図りながら広く発信し、観光誘客につなげ、山県市の認知度を高めることが必要と考えます。

そこで、市内外に対して、現在どのような活用をされ、今後どのような活用を考えておられるのかお尋ねします。

次に、先日、2020 年に明智光秀が主人公となる大河ドラマ「麒麟がくる」の放送決定が発表されました。山県市歴史ストーリーガイドにも掲載されていますが、中洞地区に桔梗塚と呼ばれる光秀の墓があり、毎年供養祭が行われていると聞いております。光秀をめぐっては数々の伝説があり、墓も全国各地にあるようです。

大河ドラマは 1 年間に及ぶ放送期間中、舞台となった地域が登場人物、あるいは歴史的背景などとともに繰り返し映し出されるので、視聴者の関心を高め、当地を訪れて歴史をたどる旅へいざなうという、そういう効果が非常に大きいということが知られています。そのため、主人公ゆかりの地ではこれを観光誘客の絶好の機会と捉え、放映開始前から観光 PR をこれまでも大々的に行われてきました。

現在、NHK の朝ドラ「半分、青い。」の効果で、ロケ地の恵那市を中心に、観光客で大変にぎわっていると耳にしますが、これに続き、岐阜を売り出す絶好のチャンスです。しかも 2020 年は高富インターが開通します。このチャンスを逃す手はありません。

機を逸せず、今から準備を整えることが必要と考えます。

そこで、明智光秀ゆかりの地と言われる各地と広域連携しながら、観光誘客や受け入れ体制の整備に取り組む必要があると考えますが、いかがお考えか、生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問1点目の市歴史ストーリーガイド、調査報告書及び記録映像の活用状況につきましてお答えします。

歴史ストーリーガイドについては、関係者の皆様の御協力をいただき、市内の公民館や図書館等、全ての社会教育施設やスポーツ施設、小中学校、観光スポットなどに配布したところでございます。そのほか、市内外の関係者が出席する会議や財界の集まり、イベント等において配布し、山県市の魅力をPRしました。

なお、歴史ストーリーガイドの配布時には、山県市観光資源等の総合的な情報発信、情報提供を行うため、YAMAGATA BASE、子育て 山県市、やまがた暮らし案内手帖とあわせて配布、配置しました。

また、貴重な市内の無形文化財をまとめた調査報告書及び記録映像DVDにつきましては、平成27年から29年度の3年間の調査に御協力いただきました皆様や団体に配布し、それぞれの地域はもとより、広く啓発や活用をお願いしたところでございます。

ほかにも、調査報告書は、市図書館や市内の小中学校の図書室等に登録してもらい、図書として広く貸し出ししております。

さて、今後の活用につきましては、市内外の民間等の観光施設や娯楽施設等、より効果的な場所への設置もしていく予定をしております。

また、今は誰もがスマートフォンを持つ時代でございまして、いつでも、どこでも、市内外の多くの皆様にごらんいただけるように、先般、歴史ストーリーガイドや記録映像の市ホームページへの掲載について、検討、協議したところでございます。

続きまして、2点目につきまして、御質問の中にもありましたが、2020年NHK大河ドラマ「麒麟がくる」は、明智光秀公が主人公と発表され、県内各地の明智光秀公ゆかりの地とされる地域では、活性化や観光振興に期待する声が上がっております。

歴史ストーリーガイドにも掲載しておりますが、光秀公の墓と言われる桔梗塚があり、毎年2回供養祭が行われているそうです。また、近くの河原には、光秀公の母が、たとえ3日でも天下をとる子をお授けくださいと願ったと言われる行徳岩など、光秀公ゆかりの地があります。議員御指摘のとおり、今後のインターチェンジの開通やバスターミナル整備も見据えて、明智光秀公を主人公とした大河ドラマを、観光誘客や観光PRの

好機と考え、早期に具体的な体制の整備が必要と考えております。

また、美濃源氏土岐氏の歴史もあわせて、ストーリー性のある歴史と観光振興、活性化の推進に努めてまいります。

このため、山縣市への受け入れ体制や情報発信等について、現在、検討を始めたところですが、まずは、諸説ある口頭伝説を整理した上で、関係者が共有認識を持ち、役割分担をして連携をして対応していくことが重要と考えております。

また、山縣市観光協会を初め、京都など1府3県の14団体が加盟する、明智光秀公ゆかりの地連絡協議会、これは平成19年8月発足ということですが、岐阜県、県内の光秀公にゆかりある自治体などの動向も注視し、現在放送中のNHK朝ドラ「半分、青い。」のロケ地である恵那市の事例、また、ひがしみの山城連携や大垣市等の城連携などの事例も踏まえて、各地との広域連携についても検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、光秀公が主人公の大河ドラマを契機とし、観光や歴史団体、関係者等の御理解と御協力により、具体化していく必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 歴史ストーリーガイドなどは、さまざまな場所に設置されるのですが、市内の方にはまず知ってもらうことで、応援の輪が広がっていくと思いますので、例えば生涯学習の講座だったり、現地見学会をやったり、また、子供たちには学校での総合学習の時間などで活用していただきたいと思っております。

また、市外の方には、やはりホームページへの掲載は必須だと思いますので、ぜひわかりやすいページをつくっていただきたいと思います。

続いて、「麒麟がくる」の大河ドラマについてですが、山城連携など広域連携を今後検討していくとの御答弁をいただきました。観光面から、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

NHKのホームページの情報によりますと、最近の大河ドラマとしては珍しく、1540年代から始まり、明智光秀の前半生に光が当てられるとのことで、物語には、土岐氏や斎藤道三の時代であることが書かれています。明智光秀は土岐一族であって、土岐氏と明智氏の家紋は同じ水色桔梗ということで、深いつながりがあります。美濃の国において、土岐氏は室町時代からおよそ220年にわたって、土岐氏の時代を築いてきましたが、全国的には余り知名度のない土岐氏が、明智光秀を通じて知られて、また、岐阜県においても山縣市においても、土岐氏や明智氏の時代が再考される機会になると感じております。

山口市においては、明智光秀だけといいますと、他の自治体のほうがゆかりが深くて、そういうこともありますので、土岐氏の終えんの地であった大桑城やその周辺を含めて、広域的にPRするべきだと考えます。

大河ドラマの放送をきっかけにして、観光と歴史検証をするという機会として捉え、放送が終了後も急激にブームが去るのではなくて、緩やかに落ち込みながら、継続していけるようなことを考えていただきたいと思います。

そのためには、準備段階から有識者や市民を巻き込んで、市民も参加できるように、まちぐるみで取り組む必要があるかと思っています。具体的には、史跡の整備や観光ガイドの育成や、また、物語がわかりやすく説明された案内板の設置や、また、例えば若者や歴女にもわかりやすいような漫画を作成したりだとか、いろいろあると思いますが、まずは、全体的な構想を描いて進めていただきたいと思います。いかがお考えかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

2020年のNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の決定は、山口市が明智光秀ゆかりの地であることから、観光誘客のみならず、情報発信の行い方によっては山口市を知っていただくよい機会と捉えております。

山口市には、明智光秀の言い伝えなど数多く残っており、また、議員御指摘の御発言のとおり、明智光秀と土岐氏は深いつながりがあり、山口市には、土岐氏にまつわる数多くの史実や史跡、伝承なども残っているというところから、局所的ではない歴史ストーリーの広がりを感じているものでございます。

どのような手法で行うかは今後検討してまいります。まずは市民の方に、明智光秀や土岐氏、これにまつわる史跡や伝承など、生涯学習課と連携して知っていただくことから始めることが重要と考えております。「麒麟がくる」の効果により、多くの市民の方々に、そのほかにも、山口市の歴史や文化について関心を持っていただき、地域の盛り上がりや活性化に発展し、やがては市外からの誘客につながるかと期待するところでございます。

ところで、現在はメディアやSNSなど、情報が一気に拡散される傾向があり、誘客の受け入れ体制が整わない観光地があるほか、反面、悪い評判も一気に広まり、ブームが一過性に終わる懸念も拭い去れないところでございます。一度つかんだ誘客を逃すことなく、また、繰り返し山口市を訪れていただくためには、ハード、ソフト面の受け入れ体制の整備は重要と考えます。

受け入れ体制を考える上で、観光客、観光案内のあり方、目的地への誘導方法、団体客や外国人観光客の受け入れ方法、食事場所や休憩施設、駐車場等の充実、ごみ処理の問題、交通と安全確保に関する事項などについて、これを契機に考えてまいりたいと思います。

誘客の受け入れ体制を含めた観光政策を、何から始め、何をいつ、どのように整備していくかについて、今後関係する課等と協議し、必要であれば多様な外部の御意見を聞きながら、研究、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま、受け入れ体制など、今後検討していきたいとの御答弁をいただきました。やはり、これは市を挙げて取り組んでいただきたいと思いますので、最後に再々質問を市長にします。

大河ドラマ放送をきっかけにして、観光誘客や歴史検証の機会として捉え、継続的にまちづくりを進めていくことが必要であって、山州市の歴史、文化の資源をこれからどう保全し、活用していくかといった全体的な構想のもとで、2020年までに、個々の取り組みをしていくことが必要だと思えます。

その中でも、土岐氏の最後の拠点であった大桑城址は、滋賀県立大学の教授の中井 均さんという方によりますと、国の史跡に指定されてもおかしくないくらいの価値は十分にあるとおっしゃっております。この中井さんという方は、岐阜城址や可児市の金山城址、また飛騨市の史跡などの整備委員会に委員として携わってみえる方で、大桑城址は過去に発掘調査をし、戦国当時の遺構がそのまま残っていることから、国指定の史跡の価値は十分にあるとおっしゃってみえます。

国の指定史跡へ向けてとなると、当然あらゆる準備が必要になってきますが、まずはその価値を知って、未来へ継承していこうという機運を醸成するためにも、そういった専門家の方や、また、市内にも歴史研究グループがありますので、そういった方々との協力を得ながら、検討を進めていただきたいと思えます。

そのようなことも含めて、大河ドラマ放送に向けての市長の意気込みをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

市長の意気込みということでございましたけれども、まずは、全体的な歴史の検証をして、そして土岐氏のつながりと、そういった現状をまず検証することが一番大切ではないかと思えます。

そうした中で、全体構想をどんな形にしたらいいのかということが可能であれば、そういった歴史の検証とともに、山県市のまちづくりとして、歴史をどう位置づけていくかという、そういった位置づけにしまして、議員御発言のような方向で、まちづくり・企業支援課と、歴史を担当する生涯学習課、教育委員会と一体となって、そうした検証を進めて、全体構想に進めることができたらなということを実感として感じておるところでございます。

以上です。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君、質問を変えてください。

○2番（加藤裕章君） ありがとうございます。

続きまして、2件目の質問で、ふるさと教育及びキャリア教育について質問させていただきます。

人口減少や少子化が急激に進行する中で、この問題を解決する特効薬はなかなかないとは思いますが、解決策の1つとして、将来を担う人材を育てるふるさと教育やキャリア教育が必要ではないかと思っています。

私たちは、お世話になったこのまちに住み続けたい、進学や就職などで一度は離れてもまた戻ってきたいと思えるような、誇りの持てる地域をつくっていかねばいけないと思っています。

キャリア教育については、子供たちは自分の将来を考えるのに役立つ、理想となる大人のモデルがなかなか見つけにくく、みずからの将来に向けて希望あふれる夢を描くことも容易ではなくなっているという現状の中で、子供たちが主体的に進路を選択し、決定できる能力を高める教育の必要性が叫ばれています。キャリア教育は、みずからの力で生き方を選択していくことができるよう、必要な能力や態度を育てることを目指すものであります。

文部科学省は次のような理由から推進しております。まず、1点目が働くことへの関心、意欲の向上。2つ目が、生きる力の育成。こういった2点が主だった理由です。

平成25年に文部科学省が中学2年生を対象に行った調査によりますと、職場体験の実施頻度が多いほど生徒の学習意欲の向上につながっている傾向が見られました。

また、就職サイトマイナビが、平成29年卒業の学生を対象に、地元就職に関する調査を行ったところ、地元就職を希望しない理由の1位は、志望する企業がないということでした。平成24年に山県市子ども市民会議が市内中学2年生全員を対象に行ったアンケートでは、将来も山県市に住み続けられるまちにするためにはどんなことが整備されるとよいかとの問いに対して、回答の1位は、やりたい仕事につけるように、いろいろな

企業を誘致し、働く場をふやすということでした。

キャリア教育を進める目的の1つは、大学や高校で矢継ぎ早に自分の進路を考えるのではなく、もっと早い時期から段階的に自分の将来を考え、勉強する目的を持つことと、1つは、将来的に本市周辺で就職し、定住につながる種まきであると考えます。すぐに結果があらわれることではありませんが、本市の将来を担う人材を育てる上で、ふるさと教育やキャリア教育は重要であると考えます。

そこで、現在の小中学校における、ふるさと教育、またキャリア教育の実施状況と、今後の取り組みについてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えをします。

山県市の美しく豊かな自然、地域に脈々と受け継がれてきた歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていくことは、山県市学校教育においても重要課題と考えております。

山県市教育振興基本計画の主要施策の第2に、「ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実～ふるさと山県に一体感や愛情・誇りがもてる児童生徒を育てます～」とありますように、ふるさと教育、キャリア教育の充実に力を入れております。

具体的な事業としましては、1つ目に、地域の人、物、事、自然を生かした体験的な教育活動を学校ごとに創意工夫して取り組む、特色ある学校づくり事業。2つ目に、山県市の施設や自然等を活用した宿泊体験活動を実施する、ふるさと体験事業。3つ目に、学校の応援団となる、学校コラボレーター、学校運営協議会、見守り隊等の地域人材との連携と協働体制を構築し、活力ある地域と学校づくりを図る、地域とともにある学校づくり事業がございます。

どの学校も地域や山県市の教育資源を生かし、教科や総合的な学習の時間、特別活動等の時間において、これらの事業目的に合った教育活動を展開しております。近年の地域と学校が協働して行う学校コラボ事業を見ても、市内学校で年間約600件、延べ約4,000人の地域人材とともに、教育活動や環境施設サポート事業等が展開されております。

具体例を挙げますと、大桑小学校では、毎年、城山登山を全校児童と保護者で行っております。城山の歴史、地域の自然等について、地域の学校運営協議会の方から説明を聞きながら、親子で認識を新たにしたり、ともに汗したりといった活動をしております。

また、現在、高学年児童は、総合的な学習の時間のテーマ学習の1つに、大桑の特産品である栗を使って商品開発などができないか、大桑のまちおこしができないかという

学習を進めております。議員も地域の一員としてかかわっていただいているということを知っております。

中学校では、これまでも職業講話等の進路学習を進めてきましたが、最近では、学校運営協議会や山縣市商工会、市役所若手職員で構成された魅力発信プロジェクト委員との連携、協力により、学校単独ではできなかった人材発掘や運営、幅広い職業内容等といったキャリアナビが実現しております。職業講師の中には、山縣市へIターンした講師、Uターンで山縣市に戻った講師の話もあり、山縣市の魅力や移住、定住のよさが語られておりました。

今後についてでございますが、現在、各学校では、キャリア教育全体計画及びキャリア教育題材系統図を作成し、キャリア教育でつきたい力をつけるために、小学校1年生から中学校3年生までのどこで、どのような教育活動を仕組むかが綿密に計画されております。この計画をさらに見直し、改善を図ることと考えております。

先ほどの学校の活動例からも、学校と地域の相互の関係があって、よりよいふるさと教育、キャリア教育が図られるからでございます。よって、学校の教育という視点のみならず、地域住民等の目線をも意図した教育活動を展開していくことにあると考えております。それは、学校においては地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、児童・生徒に地域社会の一員としての自覚や社会性や地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育むことをさらに明確にした活動の見直し、改善が必要となります。また、地域住民等にとっては、活動を児童・生徒と協働することで、改めてふるさとの現状や歴史、文化、自然などに向き合い、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深め、地域全体へ啓発していくような取り組みへと意図していくことが重要と考えております。

この児童・生徒にとっても、地域にとってもという2つの視点を大切にしたい見直し、改善を、学校、地域、各種団体等とともに創造していく営みが、魅力ある山縣市、将来の移住、定住につながっていくものと考えております。

さらに、学校、地域が相互理解の上に緊密に連携、協働し、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくことが、山縣市のふるさと教育、キャリア教育の着実な推進につながるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） さまざまな活動事例を挙げていただきまして、また、学校と地域が連携し協働しながら、学校にとっても、また地域住民にとってもという視点を大切に

して、さまざまな団体と連携しながら取り組んでいくとの御答弁でした。

具体的に教育長に再質問します。

私も経験上、人から勧められて資格取得のために勉強をやり始めたことがあります、すぐに挫折したことがありました。勉強するためには、何のために勉強するのかという動機づけが必要です。やらされて学ぶのではなくて、やりたいことがあるから学んで、また、困難なことも何とか乗り越えようとしています。

そういう意味では、先ほど御答弁にありました、中学校で実施されている職業講話やキャリアナビは、実際に山県市内や近隣地域で活躍されている幅広い職業の方から、実際に話を聞く機会があって、特に高富中学校においては、さまざまな職業の方の中から、子供たちがみずから希望して選択できるということで、大変意義のあることだと思っております。美山中学校や伊自良中学校でも実施されていると聞いておりますが、このような活動をより充実した取り組みにしていきたいと思いますが、今後の具体的な取り組みや、また取り組みの方針がありましたら教えてください。

次に、先ほど御答弁の中にありました、大桑小学校で進めていることにつきまして、総合学習で、地元の特産である栗を使ったまちおこしをしようと計画しております。菓子職人の方と連携しながら、栗の特産品を開発して、販売までを目指して活動していると聞いています。このような大桑小学校の取り組みは、子供たちにとっては、郷土愛や職業観を育み、また、自立を促すことになり、地域にとっては話題性になって、市の魅力向上にもつながります。

こういった活動を、ぜひ行政部門や関係する団体なども連携しながら、支援をしていただきたいと考えますが、このような取り組みについてのお考えをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

1点目の、職業講話等キャリア教育の充実の今後の取り組み等についてお答えをします。

現在、市内の各中学校では、それぞれに工夫した職業講話の取り組みを行っております。これまで中学校が職業講話を充実させていく際の課題となるのは、講師の選定や依頼でした。特に、講師の選定に学校では限界があると、そのように感じておりました。この点について、今回、高富中学校では、職業講話の取り組みをキャリアナビという名称にし、学校運営協議会の活動とすることで充実できたと思います。学校運営協議会の活動として取り組んでくださることで、協議会の委員さんたちの人脈を活用した講師の選定や依頼が可能となり、以前の学校だけでの取り組みに比べ、より幅広い多様な人材

が確保でき、それにより生徒が選ぶということもできるようになったと思います。

また、職業講話を充実させていくとき、地元企業について詳しい商工会と連携できれば大変ありがたいことです。その点、山県市商工会は教育活動にかかわってくださることに御理解があり、本年度、この職業講話に活用できる中学生向けの、仮称ではありませんが、地元企業の活動が調べられる、お仕事図鑑の作成に取り組んでくださいます。

今後も、子供たちの望ましい勤労観、職業観の育成に資する、各学校のキャリア教育、職業講話が充実していくよう、教育委員会としても支援してまいります。

2点目の、大桑小学校等におけるふるさと教育の発展的な取り組みについてお答えをします。

総合的な学習等で、地域の特産物の学習等について学び、さらにそれを発展させて、まちおこし、地域おこしにつなげていく、そういう取り組みは大変意味のある活動であると考えております。しかし、その過程において、さまざまな困難な点も出てくると思いますので、その点について、教育委員会としてもバックアップしていきたいと考えております。

現在、ふるさと教育、学校の特色ある取り組みに対して、先ほどの学校教育課長の答弁にもありましたように、学校提案型の支援を行っておりますが、このような取り組みに対しても活用するよう働きかけてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま御答弁いただきまして、職業講話につきましては、今後商工会と連携して、お仕事図鑑というものを作成されるということで、これは大変意味のあることだと思いますので、ぜひ。例えば1つ、子供たちがその現場に行って、子供たちが作成にかかわったりとか、そういうことができると、子供たちもその職業に対してより深く知ることになるし、そういったこともいいのかなということも感じて聞いておりました。

それから、大桑小学校の取り組みについてですが、支援もバックアップも、内容によってしていただけるということでしたので、ぜひ連携しながらお願いしたいと思います。

最後に、市長に伺いたいと思いますが、先日、山県市の少年の主張大会がありました。ある中学生の発表で、学校から、老人福祉施設を見学に訪れたことがきっかけとなって、今まで全く興味を持っていなかった福祉や高齢者のことに興味を持つようになって、山県市の福祉のことをいろいろ、現状を調べて発表されました。

やはり、子供たちが、ふるさとの山県市のよさに気づいて、好きになって、夢や目標

を持ち、将来山県市に住んで働き、社会に貢献していこうとする子供たちを育てることは、将来的な定住につながり、重要であると思っています。特にキャリア教育は、商工関係やさまざまな関係者と連携しながら取り組む必要があつて、教育委員会に任せるのではなく、市長の号令のもとで、リーダーシップをとって進めていくことも必要ではないかと思っています。

10年、20年先の山県市を見据えて、市を挙げて進めていただきたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

キャリア教育の中で、先ほど教育長が答弁させていただいた、お仕事図鑑も、あれはたしか経産省の補助の中で、今回いろんな形で取り組んでいるわけでございますけれども、これは、教育委員会がそもそもということではなしに、やはり行政全体の中で、こうした地元の企業の今の現状を、今の育ち盛りの中学生に、なかなかそういった機会が少ないと思いますし、知っていただくことが少ないと思います。それは、議員に御指摘されるまでもなく、行政が全体の中での取り組みとしての一案でございますので、教育委員会に任せるのではなくということではなくして、従来もこれからも一体的な取り組みとして進めていきたいと思っていますし、また、こうした学校にかかわること、市内企業にかかわること、そして、まちづくりにかかわること、全て教育委員会と市長部局、一体的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位4番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 議長から御指名をいただきましたので、3点質問させていただきます。

まず1点目、健康増進対策についてお尋ねします。

健康推進対策として、平成28年第2回定例会で、健康マイレージ事業について質問をさせていただきました。本市の健康寿命の延伸のためにも大変大切な取り組みですので、再度お聞きをいたします。

改めてマイレージとは、利用するごとにポイントが付与されるということですが、健康ポイントとも呼ばれ、各種検診の受診や健康関連イベントへの参加など、日ごろの健康づくりの取り組み等への参加をポイント化し、さらなる健康意識の向上や、健康づくり活動への積極的な誘導を促すものです。現在も健康イベントへ参加しておられる方は

多くみえると思います。たまったポイントは、地元の商店、企業などの協力も得ながら、地域の特産物や商品券、割引券などに交換できたりと、そのことにより、運動に関心がない方々が運動を始めるきっかけづくりになり、また、運動を継続するモチベーションの向上につながるなど、効果が期待をされております。

2025年問題、わずかあと7年後、約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になって、超高齢社会へ突入をする問題です。厚労省によると、現在、約1,500万人程度の後期高齢者人口が、2025年には約2,200万人まで膨れ上がる試算が出ています。介護、医療費などの社会医療費にも大きな影響を及ぼします。岐阜県でも、わずか7年後に迎える2025年問題は、介護サービスを一番利用すると見込まれ、約7,000人の介護職員の確保が必要とされています。

国の平均寿命と健康寿命の推移は両方伸びていますが、効果ある健康寿命と、平均寿命の差を縮める取り組みは本市にとっても優先課題です。健康寿命、日常生活に制限のある不健康な期間の拡大は、個人や家族の生活の質の低下を招きます。本市も、平均寿命はさらに延びることが予測され、平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばし、不健康な期間を短縮することは重要なことです。

大田原市において、健康ポイントの有意性を実証するための、国の総合特区自治体に選定され、平成26年から28年までの3年間の事業を実施し、運動無関心層に対しての運動の習慣化や、メタボ該当者、予備軍の減少、また、肥満者の減少、さらに副次的な効果として、医療費の削減が図られたという効果が発表されております。また、特定健診受診率、各がん検診受診率の向上にもつながる取り組みとしても期待をされています。

本市は健康山県21に、平成32年までに特定健診受診率60%、がん検診受診率40%と高い目標を掲げています。さらなる受診率向上にも努める必要があります。

私たちは、健康づくりに運動の継続が大事なのは誰でも知っていますが、多くの人が習慣化できずに悩んでいるのではないのでしょうか。その中で日常生活で仕掛けをつくる健康ポイント事業は、幅広く、効果的な取り組みをポイント化の対象としていること、また、年間を通し、継続した取り組みができることが特徴です。

そこで、健康介護課長にお尋ねします。

1点目、アクティブ+10は、1カ月のうち15日間以上ふだんより10分多く体を動かす。2点目に、健康診査、がん検診を1つ以上受診する、また5月から翌1月までの実施期間という取り組みですが、その成果についてお尋ねします。

2点目、本市の平均寿命と健康寿命の年齢と、その開きについての感想を伺います。

3点目、昨年5月25日より、本市が全国の自治体検診で初めて導入され、1年が経

過した胃カメラ巡回検診車ですが、これには、平成30年度のふるさとの応援寄附金の使い道として、市長おまかせ支援事業健康増進として、検診委託補助金としても使われます。平成29年度の受診率はどのように変化したのかお聞きします。また、特定健診受診率は現在どのようかお聞きします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

今年度の機構改革により、健康介護課は成人保健係と介護保険係が同じ執務室となり、日々それぞれの担当が対応していることを見聞きし、お互いの業務を理解しやすくなりました。

健診を受け、重症化にならないように、市民の方が一人一人気をつける。高齢になってもフレイル予防を実践し、元気で暮らせるようにする。そして、介護が必要になった場合には、適正な介護サービスを利用する。こういった連携がスムーズにできるようになったと感じています。

1点目の、アクティブ+10事業の成果についてでございますが、本年度で4年目の事業となります。

毎年度、事業内容を見直ししながら行ってまいりましたが、昨年度は若い方々が健康に関心を持ち、継続的に運動を続けていただけるよう、企業や団体にも説明した結果、前年度より参加人数は増加し、60歳未満の方の参加が大変ふえました。

今年度は、アクティブ+10事業の内容を充実させ、新しい参加者がふえるよう、参加された方全員への保冷バッグのプレゼント、グループでの取り組み団体には、抽せんでグリーンプラザみやまバーベキューハウス利用券のプレゼント、個々のチャレンジ賞品として、地元観光の利用券や特産品のプレゼントなどを賞品に盛り込み、スタートしております。

2点目の、山県市の平均寿命と健康寿命、その開きについてでございますが、現在比べることができる山県市の平均寿命と健康寿命は、平成27年第4回定例会の他の議員の一般質問でお答えした数値と同じになりますが、平均寿命は、男性80.1歳、女性は86.3歳、健康寿命は、男性68.16歳、女性は74.15歳で、その差は男性も女性も約12歳となりました。平均寿命と健康寿命の差は、国や県と比較した場合、女性はほぼ同じでしたが、男性は3歳ほど低い数値でした。

健康寿命とは、日常的に医療や介護に依存しないで自立した生活ができる期間とされており、平均寿命との差が少しでも短くなれば、寿命の質が高くなり、医療費や介護費の削減にもつながります。

3点目の、胃がん検診受診率、特定健診受診率でございますが、昨年度から胃カメラ巡回検診車を利用した集団検診と医療機関による胃カメラ検診の導入、そして、従来からのバリウムを飲むレントゲン検診と、胃がん検診の方法を拡大しました。平成29年度は、胃がん検診の受診者数が807人増加し、胃がん検診受診率は10.04%、平成28年度の受診率4.20%と比較し、2倍以上の受診率となりました。

特定健診受診率は、平成29年度の現在の速報値は、37.7%で県内で20位となっております。平成26年度、27年度は35位、平成28年度は24位でありましたので、年々受診率が向上しております。これは、特定健診もがん検診も受診勧奨を積極的に行ってきた積み上げで、今後さらに受診率が向上するよう努力するとともに、受診後の特定保健指導や糖尿病、高血圧の重症化予防が重要と考えて、保健師や栄養士が面談や訪問を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今年度の組織の改編によって、新たに子育て支援課が創設され、子育て世代包括支援センターも設置をされました。それに伴い、健康介護課でも母子保健業務が移管され、新たに成人保健係が設置されたということで、それにより課内の連携がスムーズにできたということでありました。

これはそのまま市民サービスにもつながることですので、さらなるサービスの提供をお願いしたいと思います。

そこで、健康寿命は以前の統計のようですが、本市では、平均寿命と健康寿命の開きが12歳とのことで、平均12年間、日常的に医療や介護の依存した生活の期間が、男女ともあるということになります。健康寿命は注目されている数値として、これは新たな統計が必要ではないかと思えます。胃がん検診、特定健診受診率は伸びたとのことですが、目標値からすると、さらなる取り組みが必要です。

そこで、本市としても、健康寿命の延伸は重要な位置づけにされていますが、健康づくり事業は法に基づき、実施主体はあくまでも市町村とされています。近隣市の状況は岐阜市、関市、羽島市などが健康ポイント事業を先行実施しています。

例えば、関市では、「せき＊しあわせヘルスマイレージ」として、がん検診や特定健診、健康づくり教室、またイベントなど、ポイント事業対象事業への参加により、スタンプやシールをもらい、たまったら応募し、抽せんで協賛企業や店舗から提供された割引券やサービス券になり、外れても500円分の健康無料クーポン券がもらえる形としています。羽島市でも、ほぼ同様です。

付与するポイントは、市町村によってがん検診に対するポイントを高くしたり、健康診査を高くしたり、健康づくりの参加を高くしたり、地域性を生かした位置づけを図っています。参加型により、人とのつながりもつくることができます。

また、景品などは協賛企業や店舗から提供されたものであり、協賛企業、店舗などをふやすことで、総参加型の事業としています。これには、健康づくりの取り組み内容やそれに対する特典の設定が重要になります。

そこで、公明党女性局からも知事への予算要望の中で、この健康マイレージポイント事業の提案をさせていただいた結果、県も健診受診に加え、運動教室や健康講座など、県民の健康づくりにおいて効果的な取り組みをポイントの対象にできるよう、ことし9月ごろより、市町村とともに連携していくこととなりました。県が市町村と連携することにより、ポイント事業が一気に県下に広がることに加え、景品についても、県が持つ協賛企業と本市が持つ企画を組み合わせれば選択肢も広がり、やる気も生まれることなど、相乗効果が期待できます。

本市のアクティブ+10の今までのノウハウと実績を活用し、健康ポイント事業へ移行することにより、より多くの利用者の拡大と健康意識の向上につながると思いますが、再度、健康介護課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

先ほど答弁いたしました健康寿命は、平成25年度データで算出している数値でございます。これは、健康寿命を算出する資料として、自覚的健康観が必要とされており、市民の方へのアンケート数値を使用しているためです。アンケート調査を実施しませんでしたと比較する健康寿命は算出できません。

現在、計画を推進しております第2次山県市健康増進計画は、平成32年度までとなっておりますので、第3次計画を策定するときに、アンケート調査を実施する予定でありまして、そのアンケート終了後に新しい健康寿命を算定したいと考えております。また、ほかの計算方法で健康寿命が算出できるかどうかも検討してまいります。

議員御発言の健康ポイント事業につきましては、今年度、県が第3次ヘルスプランぎふ21の取り組みの一環として、清流の国ぎふ健康ポイント事業を予算化しました。県民の健康意識を高め、運動習慣づくりや健康診断の受診などを推進していくために、実施市町村が設定した健康づくりメニューを行い、所定のポイントをためた県民に、ミナモ健康カード抽せん申込書を交付する事業と聞いております。ミナモ健康カードを所有している方は、県や市町村、協力店からさまざまな特典が受けられると聞いております。

4月以降、市町村担当者宛てに、県が説明会を開催し、9月からの実施に向けて準備を進められております。

市町村の対応は今のところまちまちで、現在、既に健康ポイントを進めている市や、他の事業で健康増進を推進している市町など、この県の新しい事業を今年度から行っていくかどうかも含め、6月中に実施計画を県に提出する予定です。今年度やるかやらないか、他市からの問い合わせもあります。

先般、岐阜連携都市健康分野連携推進連絡会議が開催され、健康ポイント事業が議題となり、各市町の現状が説明されました。山県市のアクティブ+10事業を説明しましたら、他市町の方から、県の健康ポイント事業として考えてよい事業ではないかと御意見をいただきました。また、山県市の景品は大変いいという御意見もいただきました。

したがって、今年度は、重複する形で県の事業に参加できないかと考えております。市民の方が1人でも多く参加し、多くの特典を受けられて継続されるように考えてまいりたいと思います。

県の予定している健康ポイント事業は9月からの開始予定でございますので、まずは山県市のアクティブ+10事業に取り組んでいただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今年度は9月から重複する形で行い、来年度からは健康ポイント事業へという方向だというふうに思いました。

今までアクティブ+10は、健康介護課の皆さんが、28万円の予算で頑張ってこられたということも聞いております。市長は健康寿命の延伸、一人一人の健康意識を高め、生活習慣の改善に取り組むとされています。また、事業の進捗状況の確認や変化に対応した見直しを行うとも述べられておりますので、今後、健康メニューの拡大などに伴う新たなPRにかかる費用、また景品の充実を図るための予算も必要になるというふうに思います。

そこで、市長にお尋ねしますが、積極的なそういった取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 健康寿命の延伸ということでございます。これは、政策の大きな柱の3つのうちの1つとして、取り上げさせていただいております。

そしてまた、他市との比較検討をしましても、先ほどのお話の中にありますように、検討の仕方いろいろあるわけでございますが、男性のほうが少し長いということで

ざいます。

そういった観点から考えますと、まず、市全体で取り組んでいくことが大切だということを考えておまして、直接的には、担当課が、今、課長が申しあげましたような事業の中で、これを少しでも多くの皆さんに参加していただく工夫をすることと、議員御発言の中に、市内の企業の皆さんに協賛していただく、企業の方に協賛していただくことは、またその企業の皆さんもそういった意識を高めていただくということで、今までにない、少し視点の違った商品の形になるかと思えます。

そういった取り組みを少しずつ工夫しながらする取り組みと、もう一つは、教育委員会の生涯学習の中で、いつも公民館活動に出席させていただきますと、女性の方が8割近く、8割以上になるんですかね、男性の方が非常に少ないということで、10分間体を動かすというということは、いろんな社会活動、公民館活動、講座等に参加していただけるような、少しでも多くのそういった仲間をふやしていただけるような方法も、この健康寿命の延伸になるのかと思えます。

そういった形で、市長部局も教育委員会も挙げまして、健康寿命の延伸に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

それでは、ヘルプマーク、ヘルプカードについてお伺いします。

まず、ヘルプマークというのは、なかなか皆さん御承知の方が少ないのではないかと思います。赤字に白の十字と、ハートのマークのこのストラップです。これは簡単に取り外しができます。かばんなどに取りつけて使用するものですが、このヘルプマークを見かけたら、思いやりある行動をお願いしますという意味で、岐阜県も昨年8月1日から各市町村へ、ヘルプマークの配布を始めました。

このヘルプマークとは、義足や人工関節などを使用している方、内部障がいや難病の方、また、妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるものであり、助けを求めていくものです。このマークを見かけた人は、そっと声をかけ、思いやりのある行動を心がけるという趣旨が込められています。このヘルプマークは、「思いやりの心を持ち、温かいまちをつくれます」との市民憲章にも直結する、大切な取り組みではないかと思えます。

この背景には、見えない障がいの認知を切望する人がたくさんおり、各自治体や団体がそれに応えようと独自に検討を進め、開発や周知方法に汗をかいてきたという実績が

あります。もとは東京から始まったこのヘルプマークですが、昨年、岐阜県も導入をしました。これを受け、本市も推進をされていますが、配布方法や周知方法など、進捗状況を福祉課長にお聞きします。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

ヘルプマークは、平成24年度に東京都が作成されたマークで、現在、東京都以外にも21の道府県が導入し、昨年7月には経済産業省がJ I Sマークに追加したこともあり、今後はさらに普及が進むものと考えられます。

岐阜県においては、平成28年4月1日に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を施行され、人にやさしい岐阜県づくりの一環として、平成29年8月にヘルプマークを導入され、市町村や障がい者関係団体等に2万個を配布されています。

山県市へは100個の配布があり、昨年8月号の広報でお知らせをするとともに、ホームページへの掲載、市役所や各支所を初め地区公民館や小中学校、保育園などにポスターを掲示するほか、チラシを配布して周知を図ってまいりました。

ヘルプマークの配布方法といたしましては、市役所や各支所の窓口へお越しいただき、希望される方には、口頭でのお申し出により、直接概要を御説明してお渡ししております。また、新たに身体障害者手帳が交付された方にも、手帳をお渡しする際、ヘルプマークの趣旨を御説明して、配布しております。このほか、岐阜県身体障害者福祉協会から山県市身体障害者福祉協会にも配布があり、高富、伊自良、美山の各分会役員を通じて会員に配布されております。

ヘルプマークの配布状況につきましては、5月末現在までに、市の窓口で、障がいのある方や高齢者などに71個を配布し、市の身障協会では155個を配布され、合わせて226個を配布している状況でございます。

ヘルプマークは、外見からではわからない援助や配慮が必要な方のためのマークです。身につけている方を見かけられたら、バスや電車内では席を譲る、また、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 平成30年5月の現在で、導入予定を含めると全国で32都道府県で推進する広がりとなっています。

答弁にあったように、特に昨年7月にヘルプマークが日本工業規格J I Sとして制定され、国としての統一的な規格として公のものになり、その流れが全国に広がっていま

す。

しかし、本市ではまだまだPRが不足しているように思います。ヘルプマークを配布することが重要ではなく、利用していただく、そして周りが認識する。初心者マークや若葉マークの、また、マタニティマークのように、誰もが当たり前にその存在と意味を知っているマークになることが、障がい者と健常者の垣根をなくすきっかけにつながります。この質問に当たり、最近ポスターが庁舎内でもよく目につくようになりましたが、市の施設や公民館など以外にも、人の集まる場所ほど必要だと感じます。

ヘルプマークをデザインしたヘルプカードというものがあります。こういうカードがあります。紙です。これも最初は東京都がつくったものですが、全国に広がりつつあります。昨年3月、ヘルプカードが国会の質問で取り上げられ、安倍総理もこれは大変いいものだとの答弁もありました。

ヘルプカードとは、難病を抱えた方、また、高齢の方などが災害時や日常生活の中で困ったときに提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯をするカードです。これは、ことし3月に、関でつくられたヘルプカードです。市のホームページから簡単にダウンロードしてプリントアウトができます。誰か手助けが必要なとき、中に手伝ってほしいことの状況など詳細が書かれているので、支援する人も手助けしやすいということです。近隣では海津市、本巣市や各務原市では独自のカードも作成をしています。かばんに入れたり、ヘルプマークと一緒に持参をして、ふだんから携帯するよう促したりしています。

このカードには3つの安心が込められていて、1つは本人にとっての安心、2つは家庭にとっての安心、3つは支援者にとっての安心です。予算も余りかからず、市民サービスとして提供できると思います。

このヘルプマーク、カード、赤字に白十字のハートマークというのが全国に広まっていて、そしてセットでなければ意味を持たないと思います。ヘルプマークの推進がヘルプカードを知ってもらうことにつながり、一体的に普及することが配慮や支援の必要な方への思いやりの行動へと広がるとは思います。本市として、このヘルプカードの推進についてどう考えてみえるのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

ヘルプカードの推進についての御質問でございますが、現在推進しているヘルプマークを導入する際、岐阜県ではヘルプマーク、またはヘルプカードの導入について、障がい関係団体や市町村にアンケート調査が行われ、その結果などから、導入について検討

されたと聞いております。

検討内容については、ヘルプカードは支援内容や連絡先などを詳しく記載することができる。また、それを提示することにより、その内容に合わせた適切な対応を促すことができるなどの長所がある反面、かばんや財布の中などに入れてあり、外見からは援助や配慮を必要とすることがわからない。また、困ったときにはカードを差し出す必要がある。

こうしたことに対し、ヘルプマークはカバンにつけるなど身につけることができ、周囲の人に一目で援助や配慮が必要であることがわかること。支援内容や連絡先などは、附属のシールに記入して張りつけることで、カードの持つ長所を補えるということで、県ではヘルプマークを選定され、導入されたと聞いております。

また、県がヘルプマークを導入された昨年8月以前から、ヘルプカードを導入している自治体では、ヘルプマークのほうが好評であるという現状をお聞きしていますし、消防関係からも、本人の意識がない場合にはカードの有無の確認自体が難しくなるので、外見から容易に確認できるヘルプマークのほうが効果的に使えるとの声が寄せられています。

ヘルプマーク、ヘルプカードとも、内部障がいなど外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせることで援助を得やすくするものでございますので、山崎市といたしましては、岐阜県が推進され、一目で配慮が必要なことがわかるヘルプマークの普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ヘルプマークの普及は当然のことですが、ヘルプカードとあわせ持つことがより安心につながり、助かるのではないかという提案をさせていただきました。

県では、ヘルプマークが2万枚追加で作成をされ、6月中に各市町村へ配布をされますが、対象者の方を含め本市として今後さらに普及推進をお願いして、次の質問に移ります。

3点目に、中小企業支援対策についてお尋ねをします。

ことし、第1回定例会で、中小企業の支援対策について質問をしました。

国では今の通常国会で、生産性向上特別措置法案を成立させることにより、今後3年間で中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを目指しています。生産性革命の実現に向け、厳しい経営環境のもとでも投資などにチャレンジする中小企業を強力に

後押しするため、ものづくり・サービス補助金などの予算措置を拡充、重点支援するものです。また、この補助金は、バルブ産業にかかわらず、市内中小企業が補助対象になります。

具体的には、1番目の条件として、市町村が市町村内の中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということを盛り込む導入促進基本計画をつくり、その計画への経済産業大臣への同意を得ること。

2番目の条件として、その市町村にある中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む先端設備等導入計画をつくり、市町村の認定を受けること。

3番目の条件として、固定資産税の特例の特例率を市町村が条例で定めることとしています。この3番目の条件については、提案させていただき、市長のリーダーシップにより、今定例会で固定資産税特例率をゼロにするという特例率に関する条例の改正についても議案が提出をされています。

この3つの条件を満たした場合に、ものづくり・サービス補助金、持続化補助金、サポイン補助金、IT導入補助金という4つの補助金が優先的に受けられるという制度になっています。

まちづくり・企業支援課長にお聞きします。

1点目に、計画の発表から申請期間が短い中でしたが、本市として市内の対象となる事業者に対して、このことをどのように情報提供したのか伺います。

2点目に、それぞれの補助金について、本市においては何社の事業者から申請があったのか、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

3点目に、申請があった補助金について、この後のスケジュールはどうかお聞きします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、山口市が生産性向上特別措置法に係る減価償却資産の固定資産税課税標準を3年間ゼロとすること及び先端設備等導入促進計画を作成する方針を示したことにより、生産プロセスの改善に資する設備投資に代表されるものづくり・サービス補助金、小規模事業者が販路開拓等に活用できる持続化補助金、大学などの研究機関と連携して製品化などに取り組むことを支援するサポイン補助金、業務の効率化や売り上げ向上に資するソフトウェア等の導入を支援するIT導入補助金について、市内の中小企業及び小規模事業者等が優先して採択される条件が整いました。

1点目の事業者等への情報提供につきましては、本年4月4日に山州市のホームページに特措法関連情報サイトを立ち上げるとともに、支援機関である山州市商工会と情報共有し、制度について情報提供を行いました。

2点目の補助金申請の状況でございますが、国において応募件数等の公表はされておられませんので、全ての件数はわかりかねますが、商工会を通じて応募した市内事業者等の件数は、ものづくり・サービス補助金が4件、持続化補助金が31件でございましたが、サポイン補助金及びIT導入補助金は申請がございませんでした。商工会以外にも金融機関等を通じて申請がなされる場合もございますので、応募件数はこれより多くなると予測されます。

3点目の今後のスケジュールについてでございますが、中部経済産業局によりますと、応募を受けたものづくり・サービス補助金については、6月中に採択結果を公表し、その後、交付申請を受ける予定と聞いております。その他の補助金についても、おおむね同じようなスケジュールで交付決定がなされるものとお聞きしております。

また、山州市は、先端設備等導入促進計画について、経済産業大臣の同意を得るため、中部経済産業局を通じて事前協議を行っており、できる限り早期に作成できるよう現在取り組んでいるところでございます。本計画の作成後に、補助事業者が先端設備等導入計画を作成し、山州市が認定した場合には、機械等に係る固定資産税の減免や、ものづくり・サービス補助金の補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされるなど、有利な支援を受けられる場合がございます。

今後も、こうした有利な制度を市内事業者に活用していただき、生産性の向上を実現することで、事業者等の発展と地域の活力につながるよう支援を行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 答弁にありました4つの補助金の1次申請は既に終了しておりますが、今後、生産性向上特別措置法案の成立を受けて、ものづくり・サービス補助金とIT導入補助金については、追加の申請受け付けがあるかと思えます。

ものづくり補助金については1次申請の採択後に、IT導入補助金は6月20日から2次公募受け付けの申請が始まります。年内の導入期限が決まっているようですので、予算消費型の制度であることを考えると、早目の検討が必要です。まだまだ広く情報提供することで、検討される事業の方もおみえになると思えます。

2次申請期間も短い中、さらに積極的に制度の活用推進を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、対象となる事業者に対して、このことをどのように情報提供していくのか、再度お尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、IT導入補助金につきましては、2次募集の受け付けが6月20日から始まります。また、ものづくり・サービス補助金についても、2次募集を行うことを中部経済産業局で検討されているとお聞きしましたが、日程等の詳しい情報は、現在のところわかっておりません。特に、設備投資に充てる補助事業は、機械等を発注してから納入までに相当な期間を要すると予想されるため、事前に調査や準備期間が必要となってまいります。

検討中の事業者におかれましては、中部経済産業局のホームページを注視して、追加募集等の最新情報を入手していただきたいと思います。山県市のホームページの事業者向けのサイトにも、生産性向上特別措置法関連情報を掲載しており、ここからも、中部経済産業局のホームページに移動が可能となっております。また、山県市広報紙の8月号及び同時期の商工会会報誌において、今後のために生産性向上特別措置法関係の情報をお知らせする予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 中小企業者の皆さんにおかれましては、必要に応じて制度をぜひとも利用していただいて、生産性の向上につなげていただければと思います。また、市のバックアップもお願いをして、質問を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時15分より再開いたします。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に従って、順次お尋ねをしていきます。

最初に、農業、畜産、林業の振興についてお尋ねいたします。

福祉事業や教育、それから文化や環境保全など、他の市町村に自慢できる事業を行っ

ていくことは大事なことでもありますし、子育て日本一を目指す山口市としては、時には誇りにさえ思います。しかし、それらを支えていく手段の1つは、地域産業の活性化にあるのではないかということに関しては異論はないと思われま。少し乱暴な言い方をすれば、地方税を高め資金が潤沢にあれば、もっともっと住民サービスを積極的にやるでしょうし、市民要望にも応えていけるわけです。

さて、そこで今までいろんな手段を打ってこられたことだと思いますが、農業、畜産、林業について現状を担当課長にお尋ねいたします。

1 番目、20年前、10年前、そして現在というふうに農業、畜産、林業従事者数の推移はどのようになっているのでしょうか。

2 番目、それぞれの分野でいろいろブランドがあると思いますけれども、ブランド化されているものは何か。また、その売りは何かということをお尋ねしたいと思います。

3 番目、これらの産業への補助金はもちろん必要であった時期もたくさんあったと思いますが、独立採算ができてきているような分野、将来まだこれは絶対売れていくよねという展望があるものは何でしょうか。

それから、それぞれの分野で新しい組織づくりや改革、または最近はやりになっておりますけれども、6次産業化が図られている分野はあるのかどうか。

以上についてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1 点目の20年前、10年前、現在の農業、畜産、林業従事者数の推移についてですが、最新の農林業センサスが2015年となりますので、これを基準として10年前を2005年、20年前を1995年のセンサスによるものとします。

まず、20年前の農家数は1,995戸、農業就業者数1,273人、畜産農家数は46戸となっております。10年前の農家数は1,648戸、農業就業者数753人、畜産農家数は26戸、山林経営体は74事業者、そして、直近の2015年では、農家数は1,225戸、農業就業者数471人、畜産農家数は19戸、山林経営体は29事業者となっております。

林業につきましては、調査年で項目が変更されているものもあり、1995年の山林経営体の統計がありませんので単純な比較はできませんが、それぞれ10年ごとの平均減少率としては、農家数では22%の減、農業就業者数では39%の減、畜産農家数は35%の減、山林経営体数は61%の減となっております。

次に、2点目のそれぞれがブランド化されているものや、売りは何かという御質問ですが、農産物でいえば、平成24年に商標登録を取得した美濃山県にんにく元気玉、飛騨・

美濃伝統野菜の桑の木豆、栗の王様、利平栗、干し柿を軒先につるす季節は観光地にもなる伊自良大実の連柿などがございます。

畜産でいえば、霜降り割合が一般的な豚肉の約2倍で、肉のうまみ成分とうまみの甘みが強い山県ポーノポーク、岐阜県産銘柄豚肉の美濃ヘルシーポーク、大手ネットショップにも出店している濃厚卵黄もみじたまごなどがございます。

3点目の独立採算ができている分野や将来展望が開けているものは何かという御質問についてですが、山縣市としましては、必要機械の導入に係る国県補助金や商品PR、販路拡大等の支援はさせていただいていますが、経営、運営における補助は行っておりません。そういった意味では、皆さん独立採算ができているものと考えます。各分野におかれまして、商品価値を高める努力や新商品の開発等を積極的に行い、商品展開している事業者、後継者を確保されている事業者もあり、将来につなげるよう努力しておられます。

4点目の新しい組織づくりや改革、または6次産業化が図られている分野はあるかという御質問でございますが、ここ一、二年では、農業の担い手の法人化が2事業者、企業の農業参入として1社ございます。

また、新たな取り組みとして、米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種農家と畜産農家が連携することにより、お互いが利益を追求し、両者が安定した経営の維持と発展を目指す耕畜連携事業を推進しております。そのほか、農産物の輸出を見据えてグローバルGAP認証に取り組まれている事業者もあります。

現在、市内の6次産業化としては、ニンニクを加工した黒ニンニク、イチゴを活用したシフォンケーキ、ジェラートがございます。市はその販路開拓として、県等が主催する商品フェア等への出展を支援しています。今後は、JA、商工会のほか、観光協会等の連携も深めながら、6次産業化で付加価値の高いブランド化促進への取り組み支援に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ひょっとして数字の拾い間違いであれば申しわけないのですが、大体20年前に比べると大まかに言って従事者数などは半分ぐらい減ったというようなことなんでしょうか。それに伴って、戸数でいくと農家数が22%減、農業就業者数で39%減、畜産数で35%減、山林経営体数で61%減というふうに、今なっているんですが、従事者がかなり減ってきているなというのを実感せざるを得ません。

何度も言いますけれども、そういう地方税、特に市税に反映するもの、所得が上がっていくこと、また市内の従事者の方がある程度のもうけをしていただくことは、重要なことではないかなというふうに思います。

そこで、再質問をさせていただきたいと思うんですが、実際、今聞いた中で、私の認識不足だというふうにお話をさせていただければ、美濃ヘルシーポークとか桑の木豆そのものは知っているんですが、桑の木豆がブランド化しているというのが余りよくわかっていないんですが、そういうことも含めてちょっとお尋ねします。

特に、6次産業化など企業体質の強化を図らなければならないこれからの時代だと思うんですが、まず1点目は、6次産業化を今後どんどんどんどん進めていくのか、いやいや、そうじゃないよ、農業というのは、農業も林業も畜産も、今ある人たちが頑張っていればそれで十分だという考え方なのか、もっともっと企業化して6次産業化してかなきゃいけないよという考え方なのか、まず1点目。

それから、今、商品をいろいろ述べていただいたんですが、イチゴを活用したシフォンケーキと、もう一つ、ジェラートでしたか、そういうものはちょっと具体的に僕はなかなか頭の中に浮かんでこないんですが、シフォンケーキはなんとなくわかるんですけども、具体的にどういうものであるか、2点目。

それから、もう一点、それも回答の中で言われたわけですけども、ちょっと私自身の中で理解がまだできていないのが、山県ポーノポークというのをいわれています。これは知っています。さらに美濃ヘルシーポーク、これ、両方とも豚だろうと思うんですけども、その区別が余りついていないんですが、そこら辺はわかりやすく説明していただければ結構かなと思います。

質問としてはそれだけですが、今の答えの中で、グローバルGAP認証というのがよくわからなかったもので、追加でもし答えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の6次産業化の推進につきましてですが、山県市の農林畜産課としましても、6次産業化につきましては今後農家の収入をふやすに当たって、付加価値をつけて農作物を販売していくといったようなことは、今後農業の生き残りにとって必要な政策であると思いますので、市としましても、今後は6次産業化を応援していきたいというふうに考えております。

2点目のシフォンケーキでございますが、これは、てんこもりのそばにある株式会社

大雅さんがイチゴのハウス栽培をやってみえますが、そこでそのイチゴを使いましてシフォンケーキの中にイチゴをまぜまして、それを商品化して、てんこもりのほうへ販売しておるとございますが、常時販売ということではございませんので、注文を受けて、季節物でございますので、販売をしておるといふふうに伺っております。

あとは、3点目の山県ポーノポークと美濃ヘルシーポークの違いということでございますが、山県ポーノポークにつきましては、主に山県産の飼料等を使って育てた豚ということでございますが、美濃ヘルシーポークにつきましては農協さんのブランドでございまして、岐阜県内産の飼料を使って生産した豚肉ということ聞いております。

御質問、以上でよろしかったですかね。では、回答とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実はもうちょっと聞きたかったところがあったのですが、私、きょう3本出しておりますので、余り細かく追求はしません。

ただ、1つお願いしたいのは、こういうせっかくブランド化しようかなというときに、僕はさっき、ちょっと一歩下がって認識不足ということを行いましたけど、私が知らないということは、市内の方はもっと知らないと思うんですよ。そうすると、もっともっとブランドという以上はPRするような方法も考えていただきたいと、そのように思います。

先ほども言いましたように、3本、きょうは質問が出ておりますので、次の質問に入らせていただきます。

2問目、PTA活動のあり方についてお尋ねします。

近年、日に日にPTAについてマスメディアに取り上げられることが多くなってきたわけですが、それは大体がPTA活動の本来の意味、必要性、学校との関係、役員への負担などだろうと思うんですね。

私ども役員をやっていた30年ほど前は、正直に言いまして、それほど疑問にも思わず、順番が回ってきたからやるよりしようがないかなという、しようがない意識でしようかね。そういうふうにやらせていただいたわけなんですけれども、それを嫌々とは言いませんが、そうやっていながら、やってきた中で、あっ、こういうこともある、ああいうこともあるって、結構学校のことがわかったり、地域のことがわかったりすることが多かったわけなんですけれども、そういつて幾ら私が弁明しても、時代の流れとして、PTAの役員というのはどうなんだと。特に今、一億総活躍社会とか女性の社会進出するのを後押しということで、我々男性のみならず女性も十分な時間を確保することが非常に難しいだろうと思うんですね。このような時代ですから、一旦原点に戻り、それで

はP T A、ここへP T Aと書いたんですが、P T A活動とはどんなことをやるんや、何ぞやという話になってきたのではないかなというふうに思います。

そこで、生涯学習課長に、山県市の実情をお尋ねしたいと思います。

1点目、現在の小学校、中学校別のP T A加入状況について。

それから、2番目、年間のP T A会費は幾らぐらいか。これは学校によって違うかもしれないので、何でもでこへこがあったら平均で結構ですが。

3番目、役員の会合回数について。これも学校によって違うだろうと思いますが、会長等や部会長などをやられた方はどのくらい出ているのかな、どんな役割があるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、P T A主催の主な行事としてはどのようなものがあるのか。

最後に、その他P T A活動における、現在山県市にとっては問題点があるのかどうか。

その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の現在の小中学校別のP T A加入状況ですが、市内小学校9校、中学校3校で、今年度当初の山県市のP T A会員数は、小学校が1,006人、中学校が714人、合計1,720人で、山県市における加入率は100%、全員ということになっております。

なお、この会員数は、兄弟姉妹等があり、児童数、生徒数とは合致しませんので御了承ください。

2点目の年間P T A会費につきまして、市P T A連合会の会費は、児童・生徒一人当たり年間180円で、今年度の児童・生徒数は1,949人ですので、およそ35万円となっております。

なお、各小学校単位のP T Aの会費につきましては、学校単位によって運営規模等が相違しておりますので、年会費も1,500円から3,300円ほどと幅があるようでございます。

次に、3点目の役員の会合回数について。市P T A連合会としての会議は、役員会、代議員会等があり、年間6回程度となります。このほか、会合ではありませんが、岐阜地域、岐阜県の大会等への参加があります。

続きまして、4点目のP T A主催の主な行事ですが、市P T A連合会の主な行事としましては年2回、7月に役員研修会、11月には市青少年育成推進大会と合同開催で、研究会を開催しております。

5点目のP T A活動における問題点ですが、市P T A連合会としては大きな問題はないと認識しており、現在のところ、活動等に支障は出ておりません。しかし、御質問の

中でもございましたが、働く保護者の皆さんが多くなっていることから、時間の確保が困難となっている現状はあり、さらなるPTA活動の効率化、あり方の整理は必要と考えております。

全国的には非会員の子供の扱い、外国人の保護者への対応や役員選出等々、課題はふえてきているようでございます。

いずれにしましても、山口市では各役員の皆様を初め、多くの皆様の御理解と御協力によりまして、家庭、学校、地域と連携して、地域の子供たちのために熱心に御尽力いただいております。このことに対して感謝申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

一番聞きたかったのは、5番目のその他PTA活動における問題点があるかどうかということが一番ポイントだろうと思います。

今の生涯学習課長の回答で納得したといいますか、納得したんですが、これは今だけだろうと僕は思うんです。これから将来どうなっていくか、本当に不安定要素がたくさんあるだろうと思います。

それと、私が役員をやらせていただいています、30年も前じゃないかな、ちょっと前、二十何年前は、PTA役員になったからといって引っ越された方もありましたし、役員ならもうPTAを脱会するというようなことも聞いたことがあります。直接私が聞いたわけではないので、誤解のないようにしていただきたいんですが、そういう話も聞いております。

そこで、再質問に入りたいと思うんですが、再質問はちょっと総論として、教育長にお尋ねしようかなと思っているんですが、実はインターネットで引っ張り出してきましたと、学研教育総合研究所の調査が出ております。この調査は2016年に行われた調査です。その調査によりますと、PTAに余りかかわりたくないというのは45%、全くかかわりたくないというのが22.7%なんです。合わせて65%以上の方がやりたくないわけですね。PTAの役員なんかやりたくないやというのが本音だろうと思うんです。先ほど言いました、私がなったときもそれほど積極的にPTAの役員をやるかななんていう、そんな気持ちはさらさら正直言ってありませんでした。さっき言いました、順番かな、子供が世話になっておるかなという認識でありました。

私は、子供を育てるに当たっては、やっぱり家庭であつたり地域であつたりということのも、学校教育と同等くらい常々大事だということを言っているわけですから、そういう

意味でも、PTAとか子供会の活動というのは大事だろうと思うんですね。しかし、先ほどもこのアンケートのように出てきたように、PTA組織が学校から押しつけられたように見えてしまう部分、これは認識不足も当然あるわけですが、そういうふうに見られる部分もあるだろうと思います。

そこで、特に教育長に、私見で結構でございますが、まず1つは、PTA役員が毎年かわるといのがほとんど多いわけですが、それを含めて、そのよしあしの議論は別としまして、そういうふうにかわっていくことも、いいことも悪いこともきっとあると思うんです。それを述べていただくとは思わないんですが、そういう役員が一掃すると、また役員をやる人たちが1年だったらやれるよという考えもあるだろうし、数年やってもできるよという考え方も出てくるだろうと思うんですね。さっき言いました、PTAの役員になった人が無理やり参加させるなど、そうしたりやらされる感、やらされちゃったという感じも否めないと思うんです。

そこで、教育者として、教育長がPTAのあり方、また問題点、また今後どういうふうに変っていくんだらうなというPTA論という、論まではいかななくても結構なんです、山口市としてもこれからは気をつけなきゃいけないだらうなという部分があれば、考え方を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（石神 真君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

まず、PTA活動についてでございますけれども、私見になるかと思っておりますけれども、子供たちの教育、健全な育成について、地域、家庭、学校がそれぞれの役割を自覚し、連携をして進めていく。このことは肝要であるというふうに考えております。

このことについて、山口市のPTA活動において、昨年度ですけれども、家庭が持つ教育機能を十分発揮していただいておりますと、そのように感じた事例がありますので、少し御紹介をさせていただきます。

例えば、昨年度末にスマホ等による問題への対応ということが問題になりました。このことについて、昨年度末に、ちょうど12月から1月にかけてですけれども、ちょうど連合PTA会長さんに、このことについてPTAのほう等で何か取り組みはできないだらうかというような相談をさせていただきました。

まず最初に、この問題については学校での対応というのは限界がありますし、また、最初に問題を認識するというのが家庭であるということが大変多いわけです。その中で、この年度末にもかかわらず、このような御相談を申し上げたところ、特に新年度当初、次年度ですね、その会長さんにとっては、の重要課題として取り上げていくというよう

なことをやっていただきました。さらに、昨年度この問題について、P T Aの役員の方々が自分たちの問題として、総会や家庭教育学級でみずからが講師となれる、そのための研修をするということを実施されました。

このように、家庭や保護者のなすべき役割をある意味継続的に、そして、また主体的に取り組んでくださると、そういう活動ができているということについて、非常に子供の育ちにとって意味のある取り組みをしていただいております、そのように感じております。

さらに、先ほどの御質問の中にありましたけれども、いわゆるP T Aの活動がなかなか継続されない理由の1つに活動が多過ぎてとか、その意味がなかなか理解できないと、そういうようなことがあるかと思うんですけれども、仕事だけが、いわゆる活動だけが踏襲されていくと、そういうような活動の形骸化という点については、今後考えていく必要があるんじゃないかと考えております。

少子化が進み、会員数も減少していく中で、やはり学校規模や実態に即したP T A活動のあり方というのを今後は検討していく。そのことをまた一緒に考えていきたいなと思っております。

県P T A等への対応があつて、どうしてもこの役員を出さなくてはいけないとか、そういうこともありますので、ぜひ、どうしてもそういうことを踏まえて、例年どおりになってしまうという面もあるかと思っておりますけれども、教育委員会としましては、山県市の実情を鑑みた、そういう要望等も上部組織に対してしていきたいなと、そんなふうに考えております。

最初に述べさせていただいたとおり、家庭と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、緊密に連携していくことが子供たちの健全な育ちには絶対必要です。学校にとってはさまざまな教育活動の第一の理解者、応援者としてお願いしていきたいし、また、家庭や保護者それぞれの会員の人たちにとっては、我が子の育ちを他の家庭、そして学校とともに支援していくんだと、そんなようなP T A活動になっていけばいいかなというふうに考えています。そのために、いろいろな働きかけをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

私も何度も言っていますが、今、教育長もおっしゃった家庭での教育、それから、地域での教育というのは、本当に大事な要素だろうと思います。次の3番目の質問でも同じことを聞くんですけれども、そういう地域一体となって子育てをしていく必要がある

だろうと思いますし、教育長ちょっと言われたので、改めて言いますが、私もジュニアリーダーズクラブとか子供会をやらせていただいた中で、岐阜地域へ役員を出さなきゃいけない、さらに県に役員を出さなきゃいけない。こういう負担も結構あるんですね。そこら辺は本来の目的から逸脱したとは言いませんけれども、もう少し軽減化できるといいかなというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に参ります。時間も余りないので、次に行かせていただきます。

子育て支援課長に、子育て支援課の行政的役割についてお尋ねをいたします。

本年度から新しく子育て支援課が発足しました。なるほど時代の流れとして、また複雑多岐にわたる子育てについて、行政がどのようにかかわっていくか、今の教育長の話もありましたけれども、また関係機関との取りまとめとしてこの課の存在意義があるのだろうと思います。

しかしながら、子育てに関して行政がどのように関与していけるのかは、いつもながらに未知数なところがあります。私も潜越ながら三十有余年にわたり、青少年育成に携わってまいりましたが、その対応に何度も挫折の憂き目を見てきたわけです。学校教育においても同じですが、1つのパターン、1つの方式というのは、僕はないのではないかなと。全てにおいてその事案に対してはオリジナルな問題だという認識が必要ではないかなというふうに私自身は思っております。

ことし配っていただきました事務分掌表を見ますと、子育て支援課が全くすごい事務分掌になっていまして驚きました。これは大変なことだなというふうに思ったわけですが、そこで子育て支援課長にお尋ねをいたします。

子育て政策の総合計画、事務分掌の中にあるものをそのまま借りたわけですが、新しくできていけば基本理念及び基本方針を教えていただきたいと思えます。

それから、2番目、この事務分掌を見ていると両方あって当然なのかもしれませんが、子供目線と大人目線が混在をしております。子育てといった場合の対象の子供の扱い年齢というのはあるのかどうか。

それから、3番目に分掌内容から教育機関、それから医療機関、福祉機関、警察等との連携が必要だろうと僕は思います。それらの機関との連絡調整はどのようにとっていかれるか。まだスタートしたばかりなのでこれからですよというのは当然あると思いますが、お尋ねしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えします。

1点目の新しい子育て政策の総合計画についてでございますが、子育て政策に関しましては、第2次山県市総合計画及び第1期山県市子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を実施しております。

いずれも平成31年度までの期間となっており、今年度事業として、平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、小学生以下の保護者に対し、子育て環境等についてのニーズ調査を実施し、来年度計画を策定する予定でございます。

本計画は、急速な少子化への対応や女性が活躍する社会の実現を目指す中において、将来にわたり質の高い子育て環境を維持し、子育て日本一を目指すための具体的な計画でございます。

次に、2点目の子育てといった場合の対象の子供の年齢制限でございますが、支援の年齢制限は18歳まででございます。

最後に、3点目の各関係機関との連絡調整でございますが、子育て支援課は、医療機関を初め、福祉関係、教育関係、警察関係、NPO法人等、多くの関係機関と連携を図っております。

母子保健事業に関しては、支援が必要な乳幼児について、各医療機関への受診勧奨や情報提供、また、医療機関からも支援が必要な乳幼児、妊婦等の情報の提供を受けるなど緊密に連携を図っております。

また、保育園や小学校、中学校とは定期的な訪問や会議の出席など、事業等の実施について常に連携をとりながら円滑に事業を進めてまいります。

児童福祉・母子福祉事業については、児童虐待やDV被害等について、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜県女性相談センター、児童養護施設、警察関係機関等へ速やかに必要な通報や情報提供を行い、緊密に連携して被害者の保護や支援を行ってまいります。

昨年度までは子育てに関し、福祉課、健康介護課、それぞれが課で各関係機関と連携を図り、内部での情報共有を行ってございました。子育てに関する窓口が一本化されたことにより、連携体制はより強化され、より充実した支援体制となったと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は再質問をいろいろ考えてきたんですが、多分全部聞くと時間がなくなってしまいますので、今おっしゃった中で、NPO法人との連絡もとりますよというのは、具体的に後でまた個人的に聞くとしまして、私、急遽3番目の質問として出したのは何かといいますと、一般質問を提出する寸前、新聞を見ますと、6月6日にテレビのニュース、それからラジオ、インターネットを見ていると大変なショックな

ニュースが出てきております。それで、山口市にこんなことが起きないようにという願いから、急遽この3番目の質問を出しました。

ちょうど子育て支援課というのが新しくできたので、ひょっとしたらこれは対策ができてくるのかなということを含めてお尋ねします。

まず、再質問なんですけど、ひきこもりが当然、今、社会問題化していると思うんですが、ほかの国のインターネット見ていますと、ほかの国では30歳以上を超えたら家庭から出ていきなさいよという判例が出ちゃったんですね。皆さん御存じだろうと思うんですが。そういう国もあるわけですが、まだ日本はそこまで出ておりません。ということは、例えば言葉は悪いですが、ある程度の年齢にいてもひきこもりで家におってもいいよという逆にとれるのかなという、変な気になってしまうんですが。これからはそういう問題もおいおいやっていかなきゃいけないだろうと思うんですが、先ほどおっしゃった18歳までよということになると、そういうひきこもりを続けて、ひきこもりでずっといられる方ってどうされるのかなというのが、まず1つ。そこでもう18歳になったから、手を切っちゃってもう知らないよという話になるのか、そこら辺をまず1点。事務分掌をちょっと見てもよくわからなかったんですが、まず、それが1点ですね。

それで、さっきショックを受けたニュースというのは、皆さん方、多分御存じだろうと思いますが、改めてちょっと日にちがたちましたので言います。

死体遺棄致死の疑いで逮捕ということで、東京都目黒区の船戸結愛ちゃんの虐待事件が報じられました。私、テレビを見ていてショックで、もう二度とこのテレビ見たくないな、インターネットで結愛ちゃんのノートが発せられたときには、もう涙がぼろぼろ出てきました。こんなことがあっていいのかな。結愛ちゃんの体重は5歳児平均の6割ほど、栄養失調で12.2キロしかなかったと。両親とは別の部屋で寝るように言われ、自分で目覚まし時計をかけて毎朝午前4時ごろに起床。船戸容疑者はしつけと称して、結愛ちゃんに毎日起床時間と体重を大学ノートに書かせていたと書いてあります。

皆さん方も多分耳にしたことはあるし、もう二度と聞きたくない。本当は僕も読みたくないなと思うんですが、あえてちょっとだけ読ませていただきます。

もうパパとママに言われなくても、しっかりと自分からきょうよりも、もっともっとあしたはできるようにするから。もうお願い許して、許してください。お願いします。本当にもう同じことはしません、許して。きのうは全然できていなかったこと、これまで毎日やってきたことを直します。これまでどんだけあほうみたいに遊んだか、遊ぶってあほうみたいだからやめるので、もう絶対絶対やらないからね。わかったね、絶対絶対お約束。あしたの朝は、きょうみたいにやるんじゃないかって、もうあしたは絶対やるん

だぞと思って一生懸命やって、パパとママに見せるぞという気持ちでやるぞ。こういうことをつづっているんですね。もうショックでショックでかないません。

しかし、今、冷静に考えてみたときに、確かにこの両親の残忍性はあったかもしれませんが、それだけで片づける問題では僕はないと思うんですね。ここに、きょう、ちょうど岐阜新聞が載せておりました。発育不全のリスク1.3倍に。何かというと、低所得世帯の乳児栄養不足か、北里大学の調査によると書いてあります。要はそういう環境にもなってしまうんじゃないのということを書いているんですね。お父さん、お母さんだけの問題ではなくて、地域の問題としても考えていかなきゃいけない。

ちょっと時間がなくなってきましたので、実はもう少し読みたかったんですが、これ、省略しまして、2番目の質問としては、例えばこんなことはあってはいかんのですが、子育て支援課として、一般住民から、この結愛ちゃんの時にも書いてありました。冬にベランダに放置されていたと。ベランダに子供が出されているよというようなことが、もし市へ通報があったときに、市役所としてどのように対応をしていくのか。どういうルートでどういうふうにやっていくのかを、こんなことは山口市として絶対にあってはいかんわけですが、どういうふうな対応をされるか、まだできたばかりで、これから模索だというかもしれませんが、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

まず1点目、ひきこもり等の児童に対し、年齢18歳までという支援でございますが、18歳を過ぎたら、過ぎた時点で支援を打ち切るということにはいきませんので、その後、子育て支援課の対応から健康介護課、あるいは福祉課のほうにも引き継ぎながら市として対応してまいると考えております。

続きまして、市民からの虐待等の通報があった場合の対応でございますが、こちらは、児童虐待防止法等によりまして、市民から課のほうへ通報がございます。その場合、児童支援員さんがおりますので、そこで対応をまず行い、その後、県の子ども相談センター等に事例を引き継ぎ、共同して支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

とにかく、そういう事態で山口市が名前が売れていかないことを祈念して、私も時間がないので、これを最後とします。どうもありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時15分から始めさせていただきます。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時15分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、通告のとおり、一般質問を 2 件させていただきます。

1 件目、子育て支援課と子育て世代包括支援センターについてお尋ねいたします。

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスにつなぐワンストップ拠点となる子育て世代包括支援センター。母子保健法の改正により、平成 29 年 4 月から市町村にセンターを設置することが努力義務とされ、国は平成 32 年度末までに全国展開を目指しています。

国が進めるセンターについては、平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うものであり、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った支援を行うことが期待されています。

昨年、平成 29 年第 4 回定例会の一般質問において、山口市では、母子保健分野は健康介護課、子育て分野は福祉課の 2 つに分かれており、利用者からすれば支援が一貫性を欠いていることが課題ではないかとお尋ねいたしましたところ、組織の体制を十分協議していくとお答えいただきました。

本年度 4 月からは、山口市でも子育て支援課と子育て世代包括支援センターが開設となりましたが、それぞれの役割と、開設から現在までの業務の状況を子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えします。

現在の子育ての環境は、女性の活躍、ライフスタイル、経済社会の変化など、子供と家族を取り巻く環境が大きく変化している中において、子育てを家族にのみ任せることは子育てそのものが大きな困難に直面する厳しい状況となっております。

健全な親子関係、家族関係を築くことができるようにするためには、働き方改革と同時に、子育て世代を身近な地域で支える仕組みを整備することが必要となります。

このような状況の中、山口市では、今年度より子育て支援課を設置し、同時に子育て

に関する相談窓口の一元化を図るために、子育て世代包括支援センターを開設しました。

子育て支援課の役割としましては、児童福祉と母子保健が同じ課になったことにより、子育てに関する手続や乳幼児等の各種相談について、利用者にわかりやすい一体的な支援を行うとともに、関係機関との情報共有や連絡調整を行い、連携の強化を図っていくこととございます。

子育て支援課の業務としましては、子育て支援係においては、保育園、児童手当、児童扶養手当、児童虐待防止等の関係法令に基づいた業務を行っており、母子健康係では、妊婦及び乳幼児の健診や相談、発達支援等の母子保健に関する業務を行っております。

次に、子育て世代包括支援センターの役割としましては、妊娠から子育てに至るまで切れ目のない支援を行うものであり、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、また必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を図りながら、育児不安の解消や虐待の予防などを行うものです。

また、安心して妊娠、出産、子育てができる地域づくりも当センターの重要な役割の1つであることから、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連携、連絡調整、協働の体制づくりを行うとともに、必要な子育て支援の充実を図るものがございます。

当センターの業務としましては、母子健康手帳の交付時に妊婦の健康状態だけでなく、生活状況や経済状況等を把握し、安心して安全な出産ができ、安心して育児に取り組んでいただくための相談や必要な指導、定期的な乳幼児健診、乳幼児相談を行っております。

新しい組織は、まだまだ市民への周知が十分ではない状況ではございますが、子育て支援課、子育て世代包括支援センターのそれぞれの役割をしっかりと認識し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行う包括的な拠点として、各関係機関との連携を深めながら子育て支援の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいまお答えいただきましたように、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行う包括的な拠点となる子育て支援課、子育て世代包括支援センターは、女性の活躍やライフスタイルなど、子育てを取り巻く環境がしていく中で大変重要な役割を果たしていくと考えます。

先ほど、他の議員からも質問がありましたが、この子育て支援課はほかの担当課との連携がとても重要となる課になっていくと思います。

昨年12月にRE S A Sを活用した政策立案ワークショップが市役所にて行われました。合計特殊出生率の低さや若い年齢層の転出についても客観的データを用いた分析や意見交換が行われました。そこで、これは女性についてですが、20代前半の就職のタイミングと思われる時期ではなく、20代後半からの結婚のタイミングでの転出者が多いと分析をされました。さらに、それによる山県市の合計特殊出生率の低さは晩婚化が要因ではなく、結婚のタイミングで転出者が多いことによる未婚率の高さによるものであるとのお話がありました。

このことから、子育てをする前の時点、結婚や妊娠を考えたときに、ここ山県市でその先も暮らしていくことができるかどうか、女性の判断、選択が大きな鍵を握っていると考えます。

女性活躍が叫ばれる中、子育てをしながら働きたいと考える女性がふえる一方で、子育てと仕事の両立に出産前から不安を抱えている女性も多くいます。最近では両立不安という言葉をよく耳にするようになりました。両立不安白書を出している企業の調査結果によると、仕事と子育ての両立をすることに不安を感じた経験がありますかという問いに対し、92.7%の人がはいという回答をしています。この調査の分析対象は23歳から39歳の女性で、子供がおらず職がある方となっております。

一方で、子供を育てながら働きたいという人が90%、女性の働く意欲が高まっても、子育てしながら働き続けていくことが困難とまらない社会でなければ、この不安がなくなることはありません。就職でなく結婚のタイミングで転出していく女性が多い山県市にとっても、これは大きな課題となるのではないのでしょうか。

子育て支援課、子育て世代包括支援センターは、妊娠から出産までの切れ目のない支援を行う拠点です。不妊治療の女性にも力を入れている山県市であれば、妊娠前、妊娠を望む方への支援、両立不安に対するサポートも行うことができるのではないのでしょうか。今年度は女性活躍推進事業も予算化されております。企画財政課とも連携をとっていただき、今後ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思いますがお考えはいかがでしょうか。子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

子育て支援課、子育て世代包括支援センターとしましては、社会情勢や生活環境、就労環境などの変化に的確に対応し、必要な支援の充実に取り組んでいかなければなりません。

女性の活躍する社会の実現は、子育てと仕事が両立できる社会を実現することであり、

仕事と子育ての両立の困難さが女性の活躍を妨げている理由の1つとしてある中、地域の子育て環境の充実とともに、企業等においてはワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備など、女性が働きやすい環境の実現に向けて取り組みがされており、このことは安心して子供を産み育てることができ、安心して生活ができるまちづくりにもつながるものでございます。

子育てと仕事の両立不安への対応には、女性の活躍推進事業などの環境整備とともに、山口市の子育て支援事業や地域の子育て支援体制の充実が必要です。それらの事業が連携して初めて充実した支援ができるものと考えます。

子育て日本一、女性の活躍と推進を目指すために、少子化対策、子育て支援につながる全ての部署とも連携をしながら、出産や子育てに不安のない健やかで安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問はいたしませんので、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、体験型保育事業についてです。

昨年平成29年度、山口市では、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用した体験型保育事業が行われました。

この体験型保育事業は、結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成のために行われた事業。地域社会の関係の希薄化に伴って出た課題に対し、幅広い年代の地域住民がそれぞれの役割でかかわることを通して、世代が調和した地域による子育てに温かい社会をつくることが目的とされていました。

事業は、NPO法人山県楽しいプロジェクトに業務委託され、計画としては、1クール目が平成29年10月に体験型保育イベント事前セミナー、11月に体験型保育イベント、2クール目が平成30年1月、2月に体験型保育イベント事前セミナー、3月に体験型保育イベントが企画されていました。

そこで、事業の実施内容とその成果はどのようなものであったか、子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えをします。

初めに、体験型保育事業の実施内容でございますが、体験型保育事業は、子育て世代、若年層、地域住民の3世代が自然の中で交流しながら、それぞれの子育てへのかかわり

方などについて考えていくことを目的に実施されたもので、世代ごとの事前セミナーと世代が交流する体験型保育事業を1クールで構成し、時期及び場所を変え、2クール開催いたしました。

第1クールは、昨年12月3日に香りの森公園で実施され、当日は親子、若者、地域の方、120人が参加し、森の散策、集めた自然素材による作品づくりなど、世代間交流による子育てを体験しました。なお、この第1クールの体験型保育の実施に先立ち、10月14日と10月29日の両日、対象とする子育て世代、若年層、地域の方、それぞれに事前セミナーを実施しております。

第2クールは、本年3月23日にグリーンプラザみやまで実施され、悪天候ではありましたが、親子、若者、地域の方、55人が参加し、マッチでの火おこしや河原で拾ってきた石ころへのペイント、木のおもちゃを使った遊びなど、幅広い世代の交流による子育てを体験しました。なお、第1クールと同様に1月21日、2月10日の両日、事前セミナーを実施しております。

本事業の成果でございますが、参加者へのアンケートでは、ふだんの生活では体験できない自然の中での活動に新鮮さを感じた。地域の方々の知恵による自然を利用した子育て方法を知ることができたなどの意見をいただきました。

特に若年層においては、子育て世代との触れ合いにより、地域で子育てを行うことの大切さや自然体験が子供の成長にとっていかに大切であるかなど、子育てと自然環境のかかわりについて実感をしていただき、自然とともに子育てすることへの機運を高めることができたと考えております。自然との触れ合いは、創造力を養い、心豊かな人間を育てるものでございます。山県市のすばらしい自然環境は、そのまま子育て環境のすばらしさにつながることを実感していただいたこと、また、そのことを広く発信できたことが成果の1つであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

ただいま御答弁で、地域で子育てを行うことの大切さや、自然体験が子供の成長にとっていかに大切であるかなど、子育てと自然環境のかかわりについて実感していただけたとお答えいただきました。

実際、私も子供と一緒に参加をさせていただいて、アンケートにいただいたような同じような感想を持ちました。この事業は、目に見える効果がすぐに出る事業ではないか

と思いますが、御答弁いただいた内容から事業の評価は高かったと感じます。

平成29年第3回定例会において、この事業について質問した際に、当時は福祉課長だったんですけども、福祉課長からは、今後一、二年で成果や効果が出る事業とは考えていないので、本事業でのアンケート調査の結果を踏まえ事業が継続できるよう、その内容や実施方法を検討していくとお答えいただいております。

市としては、今年度体験型保育事業について予算化をされておりましたが、その理由はどのようなのでしょうか、お尋ねいたします。子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

体験型保育事業は、自然に親しむことを通じて心豊かな人づくりをするとともに、子育て世代、若年層、地域の方、それぞれの世代が相互にかかわりを持ち、地域の中で子育てを行う機運を高めることを目的として実施した事業でございます。

本事業の実施以前から、市内団体による子供の自然体験活動が実施されておりますが、今年度は、本事業で得たノウハウを生かし、NPO法人などが新たに事業を行う予定と聞いております。

また、若年層の中には、豊かな山県市の自然を教材とした親子の体験事業に参加、またはその運営に携わろうとする方もおみえになり、本事業の効果を再認識しております。

体験型保育事業の目的は、地域の中での子育ての機運を高めることであり、今年度は、その目的に対しての本事業の効果の検証が必要であるため、予算計上はしてございません。

現在、保育士、子育て支援者、子育て世代などの御意見をお聞きしながら、本事業効果の、既存の子育て支援事業へのフィードバックについて検証を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

1点目、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

ただいま御答弁いただきました事業の経過の検証を行い、既存の子育て支援事業へのフィードバックについて検証を行っているとお答えいただきました。これはとても重要なことだと思いますので、こうお答えいただけたことをすごくうれしく思っています。

体験型保育事業は、今回の事業の枠だけでなく、森林環境税を利用した県などの助成事業を活用することもできます。今回の事業でノウハウや経験を得たのは事業者だけで

はないと思います。山県市行政としても、それは同じはずです。今回の事業で得たものを事業の枠にとどまらず、ぜひ他の課とも連携して広げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、これに関連いたしまして、2点目は、これまで子育て支援に力を注いでみえた市長にお尋ねいたします。

現在、諸外国に比べ日本の子供たちは学力レベルが高いにもかかわらず、自己に対する肯定的な評価が低い状況にあることがさまざまなデータでわかってきています。

自己肯定感は、私たち一人一人が生きていく上で土台となる大切なものです。そして、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの。幼児期に自己肯定感を高める取り組みとして、自然体験や生活体験などの体験型保育や地域とのかかわりの重要性が注目されています。

お隣の長野県ですが、信州型自然保育、信州やまほいくという認定制度を行っています。この認定制度は、自然体験型保育の重要性を多くの大人たちで共有し、事業を継続的に続けていくため、認定基準を定め、それに取り組む団体を認定していくものです。公立保育園、認可外保育園、幼稚園も含まれています。

こういった取り組みが全国各地で広がりつつあります。では、山県市の保育園はどうでしょうか。各保育園にお尋ねしたところ、保育園では主活動という時間が1日に午前と午後の2回に分かれており、その時間を利用した自然や地域との触れ合いが行われています。週に何回とか時間が決まっているものではないんですけども、各保育園によってその計画は違いますが、各現場の保育士の方々の工夫や地域の特色を生かしたさまざまな活動が行われています。一歩外に出れば四季折々の自然と触れ合うことができる保育園。統廃合の是非は別の問題として、統合により広い地域とのかかわりができた保育園。小学校との合同行事が多い保育園。また、保育園同士が連携してザリガニ取りなどの体験を合同で行っている園もあります。高富地域の保育園が伊自良や美山地域にハーバスなどを利用して移動し、合同でそういった体験を行っているそうです。バスを利用することで、バスの乗り方や乗車のマナーなども子供たちは体験することができます。市内全園の年長児が参加する栗まつりの鼓笛隊や力士との触れ合い事業もあります。

子供たちを取り巻く環境や時代が変化していく中で、こういった山県市ならではの保育が行われていることは、他市や他県に誇れる保育の質と言えるのではないのでしょうか。自然、世代、地域をテーマにした、今回行われた体験型保育事業での成果を通して、現在の山県市の保育園の保育の質をいま一度しっかりと見詰め直していただきたいです。

信州やまほいくのように、山県保育と言えるような山県ならではの保育をしっかりと

守っていくこと、そして、それを今後もより一層進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再々質問にお答えします。

現在、本事業の検証を行っておりますが、山県市のすばらしい自然環境の中での体験型保育事業でございます。子育て支援課の枠にとらわれず、他課とも連携できるものについては連携を図り、子育て支援の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをします。

今、いろいろと市内の保育園の運営状況を述べていただきましたけれども、他の保育園と連携してハーバスに乗ってというのは初めて私も聞きましたけれども、本当にいいですね。協調的な園の活動だと思います。

基本的には、よく今言われる自然との触れ合いですとか体験型ですとか、地域での子育てということですが、私どもの育った時代と比較しますと、まず第1に、保育所に限らず小学生の年代の子供たちが全く状況が変わってきていると思います。私たちの時代は、私は保育所へは行っていませんが、学校から帰りますと、私どもですと隣にお宮さんがありまして、6年生を中心にずっと遊んでいた。そういったときに何々ごっこというような形で、先輩から後輩にいろんな行為が受け継がれたり、またその中でこつんとやられたり、そういった環境が今はもう全くなくて、全くとは言えませんが、そういった環境ではなしに、子育てを親とのかかわりの中でしていくということが、大人とのかかわりの中でしていくということが、何々ごっこというような子供同士で学び合う、そういった機会が非常に減っているのではないかと思います。

そういったことを思いますと、保育所の中では、先ほどのお話の中に午前中の1時間、午後の1時間というのは、外に出て砂場の中で何々ごっこをしながら、またグラウンドで遊びながら、そういった子供たちがお互いに成長の過程での学びをしていくことだと思います。そういった従来なかったものをフォローするのが今回のような、自然と触れ合いですとか生活体験ですとか、体験型の保育の実施ということになると思います。多世代で生活される皆さんも非常に少なくなってきていますので、そういったことが今いろんな形で求められるところでございます。

そんなことを考えますと、御質問にありましたように、保育所の質をいま一度しっかりと見詰め直していただきたいと思いますということですが、やはり担当課とも協議しながら、事

業の、先ほど検証中であるということもございましたので、そういったところを一連の枠の中で進めていきたいということを思っています。

そして、もう一つ、これはもう少し大きな枠の中になりますけれども、特に私は、子供が育つ段階で師を仰ぐ心、そういった心を保育所とか小学校の中にもしっかりと取り入れていただきたいと思いますと思っていまして、数年前に制度が変わりまして、師というのは親と、それから先生と、それから先輩と地域の人々、こうした人たちを子供の中、そうした幼児教育の中でしっかりと見詰め直しながら積極的に進めていただきたいと思いますし、また、子供は、そういった教育環境の中にあって人々の熱き思いに、家庭だけでなく地域の中でも育まれていることにしっかりと感謝する心が必要だと思えます。教育はそうした人々を尊ぶ心を養う。それがこれから大きくなって、子育てをする上にも非常に大切なことではないかということを考えます。

介護保険制度ができて、親子のかかわりというのは、私は2つあると思っていまして、今の子育て世代が、親が子に対する支援といいますか、育てるということ。また、最期のみとりの段階で、子供が親をどう位置づけていくかということでございます。

いずれにしても、そういった視点からもやはり子育ての環境の中でしっかりと親子関係を築いていくことが大切なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で15時より再開いたします。

午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名をいただきましたので、一般質問を今から行います。

まず1点目、地域公共交通の実証実験について、理事兼企画財政課長にお伺いをいたします。

昨年12月の第4回の市議会のデマンドバスに関する一般質問に対して、平成30年度に地域公共交通の実証実験を行いたいと、詳細は検討中との答弁でした。

山県市の公共交通のあり方にめぐっては、2012年の秋に、私は、長野県の東御市とか美濃加茂市のデマンドバスの調査を皮切りにして、翌年には10月に、山県市民有志によ

ってデマンドバスを実現する会、会員460名余で結成をされました。その後は、議員になってからもほぼ毎回の市議会の一般質問でこの問題を取り上げて、デマンドバスの実現を目指してきました。この問題に取り組んで実に7年目を迎えることになりました。東海環状の自動車道、そして、仮称高富インターの工事、新バスターミナル建設も具体的な工事の進展によって市民の皆さんにもこうした公共交通についての課題が広がってきました。

今回の実証実験は、みんなでつくり、守り、育てる生活交通という山県市の基本理念、この実現に向けて多くの市民の皆さんが積極的にかかわり、つくり上げる上で、非常に大切な意味を持っているというふうに思っています。

そこで、理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

まず第1に、公共交通網形成計画に基づく、本年10月からの実証実験の概要について具体的に御説明をください。

第2に、昨年6月の市議会の市長答弁にあった、デマンド型にした場合の国の助成金の獲得等について検討するというお話でしたが、検討結果についてお尋ねをいたします。

第3に、実証実験を成功させるために、市民にお試し実験をいかに知らせ、利用していただいて声を寄せていただくかというのは非常に大切だと思っています。そのための広報計画や、地域ごとの説明会や協議の場づくりなど、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まずもって、今般の実証実験の意義は、議員御発言のように、とても大きなものだと考えております。

といいますのは、かつての地域公共交通は、1つの車両にみんなが乗り合うことにより移動にかかる経済コストの削減、交通渋滞緩和、交通事故の抑止などが期待されておりました。しかし、道路整備と自家用自動車の普及等によりまして乗り合い自動車の利用が減り、そのために廃線となったり便数が減ったりして、そのことがますます利便性を損ねて、ますます利用が減っていくという、まさに地域公共交通においては負のスパイラルに陥っている現状がございます。

他方で、近年の著しい高齢化によりまして地域公共交通の利便性を求める声が大きくなってきており、また、近年ではCO₂の削減やお出かけ促進によりまして健康維持・増進などの多様な効果が期待されてきているところでございます。

そうした中、利便性の高い地域公共交通を確保していくためには、一定の公費を投入

していくことは避けられないものと認識しておりますが、何よりも利用者の増加が最も大切であると考えております。そのためにも利便性の向上はとても重要であり、その1つに、簡素でわかりやすい利用システムを構築していくことが大切だと認識しているところでございます。

こうしたことを踏まえた上で、御質問1点目の実証実験の概要についてお答えいたしますが、まず、今般実施する実証実験においては、よりよい地域公共交通のあり方を模索するために実験しようとするものでございまして、実験内容は必ずしも簡素でわかりやすい利用システムとはなっていないことがございます。それと、こうした実証実験を支援する国等の補助がないため、経費はなるべく抑制して実験したいこと、それと、ふだんはバスを利用されておられない方にも御協力いただきたいという考え方を持っております。

この実証実験の具体的な内容につきましては、今後、多様な方々との話し合いを経て決定したいと考えておりますが、そのためにも用意した現時点でのたたき案につきまして、その概要を御説明申し上げますと、大きく分けて3つ、市街地循環線、岐阜大学病院線、それと美山地域のデマンド型交通の3つがございまして、利用料はいずれも無料で行いたいと考えております。

まず1つ目の、市街地循環線につきましては、ワゴン車2台による定時定路線の運行を想定しております。具体的な経路は、比較的需要が多いと考えられる医療機関や店舗をコアとして、なるべく各区域内の自治会の公民館等を通して、1周1時間以内というコンセプトにて、午前8時から昼休みを挟んで午後5時まで、午前4周、午後4周の運行を月曜日から金曜日まで運行するというものでございます。これを実現させるためには、地域を5路線に分け、各路線はそれぞれ週に2回運行しようとするもので、この週の2回を、曜日によって進行方向を逆方向にするということも視野に入れているところでございます。

次に、2つ目の岐阜大学病院路線につきましては、こちらはマイクロバスにより定時定路線によるピストン運行を想定しております。具体的な経路は現在の岐阜バス高富営業所を起点とし、市役所ですとか伊自良を經由して岐阜大学病院へ1日6往復、このうち3往復については伊自良支所を經由、残り3往復は伊自良支所を經由しないんですが、これも月曜日から金曜日まで運行するというたたき案でございます。なお、こちらにつきましては、高校生等の利用も視野に入れ、始発は岐阜大学病院での乗り継ぎ時間も想定し、始発を午前7時ごろとしているかわりに、岐阜バス高富営業所へ午後4時ごろに到着するものを最終と考えているものでございます。

最後に、美山地域のデマンド型交通につきましては、こちらはワゴン車により、基本的には神崎方面、塩後方面、それと乾の米野方面の3本の柱を軸とすることを想定いたしておるものでございます。なお、こちらへ向かってくる終点ですが、他の路線との競合がある中、岐阜バス高富営業所を終点としており、岐北厚生病院や平和堂までというのはちょっと実施できないと考えております。

また、こちらの方法は、予約方式によりまして利用者の事前登録型とはしておりますが、登録の際にはなるべくその方の近くを乗降口にしたいと考えておりますし、予約の締め切りにつきましてはなるべく直前まで受け入れられるよう調整してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、デマンド型にした場合の国の助成金獲得についてでございますが、現在の路線においても、年々国のほうから厳しい御指摘をいただいている実情にはございますが、実際に運行させる際には多様な視点によりまして、山県市にとって最も効率的な支援制度の確保を引き続き目指してまいりたいと考えております。

御質問3点目の周知につきましては、私もとても重要なことだと認識いたしております。そして、こうした短期間の実験ですので、必ずしも期待する利用者数を確保できず、適切なデータ量を回収できないのではないかという懸念も排除できないというのが現在の心境でございます。また、データ数が少なければこのデータを持ってそのままのみにできない可能性もあるということでございます。

そこで、まずは実験する具体的な内容について、多様な方々との話し合いを経て決定したいと考えておりまして、実際の運行に当たりましては市広報、場合によっては同報無線やホームページ等は無論、自治会長さんや民生委員さんが集まれる場ですとか、福祉懇談会等、効果的な集まりの場となる多様な機会を捉えて出向くようにしてまいりたいと考えております。

また、実験期間中にはなるべく多くの利用者の方々から生の声をお聞きするほか、多様なチャンネルによってより多くの意見を集めてまいりたいと考えております。ちなみに、市民の方々の考え方を聴取する方法としましては、利用者の聞き取りのほか、公聴会、アンケート、パブリックコメントなどのさまざまな方法がございまして、地域公共交通施策においては、そうして聴取した結果と実際の利用状況とは大きく乖離するというのが定説になっているとも言われております。

そうした中で今般は、ふだんはバスを利用されておられない方にも極力御協力をいただき、単なる評論家のようにではなくて、実態的な感想を集める絶好の機会であるとも考えております。なお、今般新しく走らせようとする地域もございまして、本格運行の際

には、乗降者数の少ない地域から撤退しますよという一定の基準を設けようと考えていることも同時に周知いたしまして、より多くの方々に当事者意識を持っていただけるよう働きかけてまいりたいとも考えておるところでございます。

最後に、念のため申し上げておきますが、今般はあくまでも実証実験なので、他の路線との競合について、また、実際に運行を継続できる主体をどうするか、また、全体で必要となる経費はどのくらいになるのかといったことについては現段階では詰めておりません。実証実験後にはこうした大きなテーマを研究して進め、迫りくるバスターミナル開通に向けまして、持続可能でよりよい交通システムを目指してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実証実験の概要について御説明をいただきました。大きくいって、美山地域のデマンド型のワゴンタイプで運用してみる、それから市街地の循環線、2つのルートでワゴン車2台で、主に医療機関とか店舗とか公民館等々を回りながら、これは午前4便、午後4便ということでしたが、これの運行をするということと、岐阜大学病院への直行ルートを考えて、半分は伊自良支所を經由しながら運行してみるという話でした。こういう形で、山県全域を網羅した実証実験というのは初めてだというふうに思うんですが、私もずっとかかわってきた関係もあって、ぜひこの実証実験を成功させて、山県市に新しいインターチェンジができた後のバスターミナルに基づいて再編計画、これは本当に地域の人たちにとって必要な中身にしていきたいというふうに思います。

そこで、私自身としては、循環線ではなくてデマンドをやったらどうかということですが、これは実際に実証実験なので、そういう角度も含めて、実際に実証実験をやってみて、いろんな実際の利用した声を反映させるということをしていきたいというふうに思います。それで今、課長の答弁の中であったんですが、ふだんはバスを利用していない人にも利用してもらおうと、これは私、非常に大事な点だと思うんですね。ここらあたりをどういうふうにかちっと広報しながら利用していただける、ほとんど車で通っているような人たちにとっては余り切実な問題ではないと思うんですけれども、最近もこの、このデマンドバスの代表世話人をしていただいた方が免許を返上されて、実際にその身になってみると、非常に実感としてわかるというようなお話もされていますので、ぜひそういう声も含めて、みんなでつくり上げていくという意味で、この実証実験を成功させたいなというふうに思います。

そこで、再質問を2点ほどしたいんですが、1つは、ことしやって、そして来年、再

来年、本格という形になるものですから、運営者の確保のめど、これはずーっとこの間、議論してきて、一番の問題はこういうことを担ってくれる事業者をどうするかというのは、これは一番悩みの種で、この間ずーっと焦点でいろんな議論をしてきたと思うんですが、そこらあたりの確保のめどについて、1点お伺いしたい。それから、もう一点は、この実証実験について、とりあえず今回こういう形でやってみるんですが、初めての実験だということもあって、先ほど財政的には市が全部出さなきゃいけないという面もあるんですけども、できればことしの結果も踏まえながら、来年度も例えば考えてみるとか、いろんなそういう方向も含めて今後についてどのようにこの実証実験を生かしていくかという、この2点についてお伺いします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、実際にこれ、誰が運行していくことになるのかというのは重要な論点の1つだというふうに私も認識しております。現時点でどこにするかというのは決めておりません。今回の実証実験については、今の外出支援ですとかデイサービスの送迎等で知見がある社会福祉協議会に全面委託しようと考えておりますが、本格的な運行になりましたら、できればいろんな多様な団体が手を挙げていただいて、一番私のところにとって都合のいいところ、経費的にも、利便性もいいところって選びたいんですが、そこまで手を挙げていただけるかどうかは不透明です。ですので、人気が必要ならば財源的に最も効率のいいところと、利便性の高いところについて今後決めてまいりたいということで、現時点では全く白紙に近い状態ではございます。

それから、実証実験の結果につきまして、議員御発言のように、初めての大規模な実証実験です。私が懸念しておりますのは、平日でも何十本も動かしますので、これから地域の方々には、実際口だけで走ってくれと言われても、乗られないところには走らせるわけにはまいりませんよという意思啓発をしてまいります。そのためにも平日でお働きの方もありませんが、何とか有給を活用してでも利用してくださいというお願いをひたすらしていきたいなと思っております。それにしても、地域の役員さんが利用するだけではなかなかそれだけの回数はいかない、それと、じゃ、逆に今バスを利用してみえる人にこの実証実験のやつを使ってというのもちよっと忍びないのがあります。1カ月間だけですので、今使っていらっしゃる人は、今の路線バスに生活形態を合わせて運用してみえるのに、1カ月間だけ生活形態を変えてくださいというのはなかなか言いつらいという部分があります。ただ、これは貴重な財源を使って実証実験をするものですので、本当に望んでいらっしゃるデータを集めたいという思いは持っております。

私、結論ありきでやるつもりはもちろんありません。デマンドを完全に排除するつもりもないですし、逆に定時一定路線を排除するつもりもない。本当に将来を見据えて、本当に地域の方にとって、全員が全員納得されないかもしれませんが、よりよい方向を目指すいいキックオフだと考えております。

ことは模索的にやりますが、今回の実証実験を踏まえて、半年ぐらいのうちには一生懸命研究して、研究者とも意見を交わしながら、来年度すぐに運行というわけにはまいませんので、また多様な意見を交えながら来年度も最低でも1回はやらなと思っています。また、実際に運行する前には啓発期間を設けたりするとかということが必要だと思いますので、いずれにいたしましても、今年度なるべく多くの方に利用していただいて、来年度さらにより有効な実験ができるようなことを視野に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 事業運行者についてはまだ決めていないけれども、多様な団体に呼びかけて何としても確保したい、これは現実的な課題になっているというふうに思いますので、この点でもぜひ努力をしていただきたいと思います。

それと、この間いろんな市町に実際に出かけて乗ってみたり、いろんな声を聞いてみたんですけども、それぞれやっぱり市役所の方々も市民に告知をする、利用の仕方を知っていただくというのは一番苦労したというようなこともおっしゃっていましたので、ぜひこの点では、告知も含めて、みんな市民挙げて成功させるようにということで、私もそういう意味で積極的にかかわりながら成功させていきたいというふうに思います。

1点目はということで終わりました、次の質問に行きたいと思います。

けさの新聞に、保育士切実、人手ふやしてというので、お読みになったかというふうにと思いますが、山県市の保育の問題について取り上げたいというふうに思います。

山県市の地方創生の総合戦略にとって、地場産業の強化育成に伴う雇用と結びつけていく、今、いろいろ美山地域でバルブ産業含めて牽引事業として進められています。そういう雇用と結びついて、居住環境の整備とか若者の子育てを支援する、市長の公約であります子育て日本一を目指す、そういう施策がそういうものと相まって生きてくるんではないか。その柱の1つとして重要になってくるのが公立保育園の存続と充実を図っていく、保育の質の維持と保育士の確保、育成、これはいろんな議員さんが質問されていますが、これが課題であろうというふうに思います。

山県市の政策文書の中で、第4次の山県市行政改革大綱実施計画の中に、保育の質の

維持と地域特性に配慮しつつ、保育園の民営化を検討しますというふうにあります。もう一つ、山縣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、保育サービスの項目で、延長保育や低年齢保育、アレルギー体質児に配慮した食事の提供など、多様な保育サービスの提供と保育事業の安全かつ安定的な運営を図っていくために、施設整備や保育士の育成、確保、さらに地域の実情に応じた民営化や計画的な統合を図っていくというふうに書かれています。

また、ことし30年度、組織の改編で子育て支援課の創設という中で、主な課題の中に、保育園の民営化の検討が挙げられています。そこで、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

第1に、この政策文書に出てくる民営化とは何か、何を想定しているのか。そして、その中で山縣市の保育の質の維持と保育士の確保、育成にとって、この民営化というのは必要なかどうかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えします。

第4次行政改革大綱実施計画及び山縣市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載している民営化についてでございますが、現在の公立保育園の設置及び運営を社会福祉法人、学校法人等の民間法人に移管をするものでございまして、その形態としましては、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、認可保育所のいずれかを想定しています。

また、同計画等に、保育の質の維持と保育士の確保、育成が記載されている趣旨は、多様化する保育ニーズに対応できる保育環境の充実や保育事業の安全かつ安定的な運営を図るためには、保育士の確保や育成が必要であることから、保育園を民営化する際には保育の質の維持や保育士の育成や確保に十分配慮しなければならないということでありまして、その前提の上に民営化を検討するというところでございます。

現在の市内公立保育園の保育サービスは充実し、保育の質も高く維持をされていると認識しておりますが、さらなる質の向上を目指すとき、公立保育園のみの山縣市にとりまして、民間の柔軟な発想や運営手法が刺激となり、山縣市全体の保育の質の向上につながることを期待できる状況であれば、民営化の意義はあるものと考えます。ただし、保育士の確保につきましては、公立、民間を問わず大変厳しい状況であり、山縣市においても喫緊の課題であり、保育士の確保に民営化が必ずしも有効であると判断をしているわけではございません。

山縣市としましては、今後とも市民の皆様の御意見をお聞きしながら、将来を担う子供たちの健やかな成長のために必要な最善の施策を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、答弁の中で、山県市の公立保育園を民営化するという考えだという答弁がありました。ちょっと私、驚きました。社会福祉法人とか学校法人が保育園の運営をできるということは当然ですが、これは全国的な保育運動の中で、今の言われた社会福祉法人とか学校法人立というのは、これは企業が主宰するそういう保育園の運営ということに対して全国で反対運動が起こっているんですね。それで、せめて社会福祉法人ないしは学校法人ということで、きちっと行政が手が届く、保育の質を維持するという意味で留めをした中身だと思います。これは、これから具体的な中身については十分議会とかいろんな場面で議論をしていきたいというふうに思います。

それで、今既に岐阜市とか愛知県なんかもずっとしているのを見ますと、社会福祉法人、学校法人に保育の公立の施設がもう移行されている、半分くらいですね、この10年くらいです。

私、いろいろ調べてみて驚いたんですけれども、そういう中で民間の柔軟なという発想があるという話がありましたけど、やっぱり保育というのは教育の質ということを考えてときに、そもそも保育というのが、サービス事業で具体的な企業のもうけの対象になるということではなくて、基本的人権の保障の1つだとして運営をされてきたんですね。やっぱりそういう立場をきちっと堅持する必要があるのではないかというふうに思います。保育の質をやっぱり確保していこうと思うと、そこらあたりをきちっとする必要はあるのではないかなと。

一方で、今お話があった中で、保育士の確保については、これはきちっと基準を設けて配慮をする必要があるんだという意見がありました。私は、この点は、今の現状でもそうですけれども、大事な視点だろうというふうに思っています。

28年の議会の中でも、体制不足の現状を認める桐山課長の御答弁がありました。人を何とか確保したいということがありましたし、市長も議会の中で、保育所の確保に向けていろいろ努力をしている。近隣自治体の動向にも注視しながら、非正規職員の賃金水準、または期末手当とかその他の手当、退職の一時金などの規定を定めてまいりたいということで、非常に積極的な答弁をされています。周辺の自治体を見ても、結構いい条件を出しているんだという答弁がありました。私、近隣の給与状況をずっと調べてみました。17号の保育士とか22号の保育士、その他の自治体独自というところで、山県市は今1,150円ということで、ずっと調べてみるとほとんど1,000円以上で1,100円に近づいているということがあります。どこも困っているんで、こういうところについては条件の

改善を進めるということをやられているんだろうなど。

実は、どうしてこういうふうに保育士の確保は難しいんだろうという中で、潜在的な保育士、今、全国で保育士として働いている人が43万人あるんですが、資格があっても働いていない人が76万人と。これ、そのうちの49歳までの人が53万人、要するに7割ぐらいの人が49歳未満と。厚生労働省の職業局が2013年にこういう調査をしているんですね。潜在保育士、今言いました資格があっても働いていない。意識調査をやっています。なぜ働いていないのか、そのトップが賃金が希望と合わない、47.5%、それから責任の重さ、事故への不安40.0%、休暇が少ない、とりにくい37%。山口市の中でも休暇がとりにくいというのは調査の中でも出ていましたが、ただ保育士さんたちは、本当にこの仕事、やりがいがあって、75%ぐらいの方が、これも政府の調査ですけども、やりがいがある仕事なんだということで非常に頑張ってみえる。で、いろんな保育士さんと話していると、私たちは子供の命を預かっているっておっしゃっているんですね。やっぱりそこがすごく違う中身かなということで、総務省の中でも正規の職員と非正規のところを見比べたときに、こういう教育とかやっぱり保育の分野というのは、特別の中身があるんだというようなことも議論されています。

きょう、余り時間がないんですが、実は会計年度任用職員制度の導入に向けた必要な準備についてということで、総務省からこういうマニュアルが出ていまして、これは多分議会の中で答弁されていたと思うんですけど、地方公務員法と地方自治法が改正されて、2017年の5月にこういう会計年度任用職員制度の導入をするということで、2020年の4月から施行するということになっているんですね。この制度は、任期最長1年、再度の任用は可能だと、採用するかどうかというのは自治体の判断であると。勤務時間について、フルタイムと短時間勤務に分けるとということが書いてあります。期末手当の支給が認められ、フルタイムの人には退職手当が出ますよということです。

民間の非正規の場合は、労働契約法の第18条で、ことしの2018年4月から無期雇用への転換が始まっています。そういうあれも含めてこの制度を変えようということだろうと思います。時間で紹介がちょっとできないんですけども、これは平成28年度の国会の総務委員会の議事録です。我が党の本村議員が野田国務大臣に、総務大臣に質問します。その中で、野田総務大臣はこのような状況、前段を省略しますと、今般の改正法では、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を図る観点から、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用を含む規律等の整備を図るとともに、あわせて会計年度任用職員について期末手当支給を可能とするものであり、その処遇改善にも資するものであると考えておりますという答弁がなされています。

そこで、いろいろ中身、マニュアルなんかも読んでいろいろ書いてあるんですけども、理事兼総務課長に再質問をいたしたいと思います。

保育士の場合、山口市の場合は募集のホームページに書いてあります中身ですと7時間の募集で、勤務時間については相談に応ずということですので、7割ぐらいの方が7時間勤務で、それ以外は6時間、5時間、4時間というような実態に合わせて、まだ子供が小さい人は短時間でという話がありました。そこでちょっとお尋ねしたいのは、この会計年度の任用職員制度、いろいろ検討されているというふうに思います。市長も積極的な答弁もされていきました。7時間勤務の人は、フルタイムの扱いになるのかどうかという点が1点です。それから、2点目は、会計年度任用職員制度の具体化ということで、昨年実際にいろんなヒアリングをしながら具体化を進められていると思うんですけど、今後の検討内容とスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

〔「議長、暫時休憩、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時37分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 保育園の民営化の問題ですが、先ほど基本方向のような形で課長の答弁がありました。これ、現在どこでどのような議論をされている段階なのか。それから、具体的に、例えば社会福祉法人だとか、学校法人立に委託をしていくというような方向性の話をされましたけど、ここのスケジュール等々を含めて現在検討されている中身についてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 福井一徳君、誰に答弁を。

○8番（福井一徳君） ごめんなさい、課長に。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

現在どこで議論をしているかでございますが、子育て支援課、この4月に新設されてきて、この問題が重要問題ということで、内部的にまだ進んでいるという状況ではございませんので、これから議論をしていく段階でございます。

その中で今後の民営化、例えばスケジュール、計画等を定めていきますので、まだこれも今後の課題でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） まだ課の中で議論を始めようとしているということで、決まった形でもないということですので、今後いろんな場でこの議論に積極的に加わりたいというふうに思います。

それでは、3点目の質問に行きます。

小学校の大型コンビネーションの遊具撤去、その後の配置計画ということで、28年の第4回の定例会の一般質問で同僚議員がこの問題を取り上げました。

実際に遊具が危険だということがあって、さびた鉄の部分、指や腕を切ったというようなことも実際に小学校へ行って校長先生にお話を聞いてきました。苦渋の選択ということですが、お別れ会をやったり何かという、子供たちの気持ちに配慮しているいろんな行事に取り組みましたけれども、私がここで聞きたいのは、撤去された後にそれぞれ小学校の遊具の配置状況なり、今後どういうふうに考えているかということが1点と、2点目、大型コンビネーション遊具って調べてみると、やっぱり500万ぐらいかかるんですよ。じゃ、それを全部にとというのは難しい話だというのは当然理解をしています。高富小学校へ行ったらジャングルジムがないんですよ。ジャングルジムって150万ぐらいで設置できそうだということなんです。多分大型のコンビネーションが設置されていたときには、ジャングルジムは要らないねとか、いろんな多分配置を考えてやられたんじゃないかなと思うんです。実際に私、いろいろ行って写真も撮ってきました。大桑小学校、ほとんどないんですよ。そういう学校ごとのいろんなバランスがあるので、こういう整備の検討を計画的な整備の計画もつくって、計画的な配備が必要じゃないかなというふうに思いますので、2点目にその点をお伺いしたいと思います。

学校教育課長、よろしくをお願いします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の現状の把握ということについてでございますが、平成28年の夏に高富地区5つの小学校にあった大型コンビネーション固定遊具施設、これは老朽化及び危険が伴うとの判定理由で撤去いたしました。ほかの小学校につきましては、以前より大型複合固定遊具施設はございません。

その後の整備状況でございますが、新設をしたり撤去したりといった固定遊具施設等はありません。安全に使用できるよう維持管理を努めてまいり、現在、使用不能または撤去が必要という、いわゆるD判定のものはございません。

2点目の整備計画についてでございますが、平成28年第4回定例会の答弁のとおり、

大型コンビネーション固定遊具施設の新設についての整備計画は考えておりません。

まず考えていくこととして、遊具や用具の基本的な整備、固定施設の維持管理、これのハード面と、教育としての遊びを通じた社会性や体力づくりというソフトの側面でございます。

1つ目のハード面の基本的な計画についてでございますが、小学校学習指導要領に基づいた必要な用具をまず整備することが重要と考えております。小学校の学習内容において鉄棒や跳び箱、集団運動、ボール運動、水泳等を履修していかなくてはなりません。これらに必要な学習の場と用具については、安全でできる限りの整備を進めていくことが最優先と考えております。

例えば、本年度高富小学校でいいますと、プールの機械室の老朽化に伴い、プールろ過装置の取りかえ工事を実施いたします。また、各学校においては、児童の発達段階にふさわしい動き等を身につけるために、各種ボールや一輪車、フラフープ等の用具を整備し、授業や休み時間に活用しております。

2つ目のソフトの側面の整備でございますが、昨年度、いわ桜小学校が岐阜地区で唯一体力優秀校に輝きました。文科省の新体力テストの結果もさることながら、学校での取り組みが評価されました。体力テストや学校環境の実態を把握し、合同体育を取り入れたり、仲よし班等での、県の体力向上ミナモやチャレンジスポーツ in ぎふ等へ積極的に参加したり、全校での遊びや行事に取り組んだりといった、楽しんで成果を上げている実践がございます。

このように遊びや体力づくりについて、遊びの時間の仕組みと各種団体や各種事業を活用するといった工夫、改善を児童の実態に応じて意図的に進めていくことも有効な整備であると考えております。

今後も児童・生徒に必要な用具、固定体育施設等の整備、維持管理と、学校の実態に応じた遊びや体力づくりの啓発を継続して進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、答弁をいただきました。

私は大型コンビネーションについては、新設の予定がないというのはそうだというふうに思っています。先ほど言いましたように、これ、小学校の設置している一覧なんですけど、これを見ていると、高富小学校にはジャングルジムがないとかいろいろ、これを見ていると、個別あれというのがいろいろあるんですね。こういう実態に基づいてみて、実際にあるものないもの、先ほど体力優良校ということで御紹介されたいわ桜とい

うのは何かほとんど整っているんですけど。それでぜひ、こういう現状について、最後の御答弁で、児童・生徒に必要な遊具や用具固定施設等の整備、維持管理をしていくという話がございましたので、そういうような計画についてつくっていただきたいと思うんですが、そこで再質問です。

1つ、小学校の学習指導要領に基づいた必要な遊具用品をまず整備することというお話でした。鉄棒とか跳び箱、集団運動、ボール運動、水泳等ということで、この整備状況は目指している目標を100とすると、現状山県市はどのぐらいなのかという、ちょっと感覚的過ぎるかもしれませんが、どのくらい今後整備を見込んでいく必要があるかどうかという点が1点と、それから、最後にお話になった児童・生徒に必要な遊具や固定体育施設の整備、維持管理を進めていくというふうにおっしゃっているんですけども、具体的な整備計画があるかどうか、なければこれをどういうふうに、いつまでに検討されるかという2点について再質問します。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

現状の整備状況でございますが、文科省が言っている体育施設、固定遊具だけではなくて移動遊具も含めて、これ、最低限のものは全ての学校で整っていると認識はしております。ただ、学校によってややあるものとないものがあるということについては、議員のおっしゃるとおりでございます。

先ほども申し上げましたけれども、大型の固定遊具の新設についてはとか、そういった計画については、先ほどの必要な用具、それから固定体育施設等の整備、維持管理の状況を、今現在の状況をきちんと正確に把握はしておるんですけども、その整備状況、判定CとかBとかAとかいろいろありますね、そういうものももう一度しっかり精査していく中で、今後A、B、Cについて計画をこれは早急に立てていきたいと思っております。ただし、大型については今のところ整備計画をまだ考えていないということでございまして、今後そういったところで課題が出てきたり、今後の市内学校の教育施設のあり方の方向性が明確になった時点で、また今後検討ができればというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、必要なB判定とかC判定等々、精査をして、そういうところについては整備をしたいというお話でしたので、これはぜひやっていただきたいなど。実際に校長にお話に行ったときに、バスケットボールのリンクが壊れていて、それを直

していただいたんですって。そのバスケットボールの板もきれいなのをつけてもらって非常に子供が喜んでやっているというふうに校長先生がおっしゃっていました。それは非常に子供たちにとって大事だなというふうに思います。

それから、高富小学校では、鉄棒逆上がりができれば校長がこのシール、裏にシールになっているんですけど、こういうものをやったりして、みんなで要するにいろいろ目標チャレンジしながらやろう。現場のところではそういういろんな努力をされているので、ぜひとも整備、先ほどの判定、私も判定書を見せていただきましたけど、必要なところは整備をして、精査をして安全な状況をつくっていただくように努力をしていただきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これにて、一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問は、本日で全てを終了いたしましたので、あす19日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 御異議なしと認めます。

したがって19日は休会とすることに決定されました。

21日は午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦勞さまでした。

午後3時50分散会

平成30年6月21日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 6月21日（木曜日）

○議事日程 第4号 平成30年6月21日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 不動産の譲与について
- 議第64号 市道路線の認定について
- 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

- 議第56号 山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 議第57号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第59号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 不動産の譲与について
- 議第64号 市道路線の認定について
- 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第3 討 論

- 議第52号 山口市税条例等の一部を改正する条例について
- 議第53号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第55号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第56号 山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 議第57号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第59号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 不動産の譲与について
- 議第64号 市道路線の認定について
- 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第4 採 決

- 議第52号 山口市税条例等の一部を改正する条例について

	議第53号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第54号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
	議第55号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
	議第56号	山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について
	議第57号	山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
	議第58号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）
	議第59号	平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第60号	平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第61号	平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議第62号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第63号	不動産の譲与について
	議第64号	市道路線の認定について
	請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願
日程第5	議第65号	山口市教育長の任命同意について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	
日程第9	発議第2号	特別委員会の設置に関する決議について
日程第10	質 疑	
日程第11	討 論	
日程第12	採 決	

○本日の会議に付した事件

日程第1	常任委員会委員長報告	
	議第52号	山口市税条例等の一部を改正する条例について
	議第53号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第54号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改

正する条例について

議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について

議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 不動産の譲与について

議第64号 市道路線の認定について

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について

議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について

議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 不動産の譲与について

議第64号 市道路線の認定について

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第3 討 論

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について

議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について

議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 不動産の譲与について

議第64号 市道路線の認定について

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第4 採 決

議第52号 山県市税条例等の一部を改正する条例について

議第53号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第54号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

議第55号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第56号 山県市工場立地法に基づく準則を定める条例について

議第57号 山県市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第59号	平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	不動産の譲与について
議第64号	市道路線の認定について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願
日程第5	議第65号 山口市教育長の任命同意について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について
日程第10	質 疑
日程第11	討 論
日程第12	採 決

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総 務 課 長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地 方 創 生 監	柴 田 雅 洋 君	理 事 兼 企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君

税務課長	山田正広君	市民環境課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護課長	藤田弘子君
子育て支援課長	安川英明君	農林畜産課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君
まちづくり・企業支援課長	長野健一君	会計管理者	長野裕君
学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局長	竹村勇司君	書記	棚橋輝英君
書記	鷺見芳文君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第56号、議第57号、議第58号、議第63号及び議第64号の所管に属する条例案件2件、補正予算案件1件、その他案件2件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第56号 山口市工場立地法に基づく準則を定める条例については、この条例によるデメリットや悪影響について。議第57号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例については、改正理由について。山口市空家等対策協議会のメンバーについて。山口市空家等利活用推進協議会との違いについて。議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、議会費の減額理由について。子どもげんきはうす管理の減額理由及び職員数の変化についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第56号、議第57号、議第58号、議第63号及び議第64号の議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第52号から議第55号及び議第58号から議第62号までの9議案の所管に属する条例案件4件、補正予算案件5件及び請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第52号 山口市税条例等の一部を改正する条例については、たばこ税改正に伴う市税条例の改正概要について。固定資産税に関する経過措置に規定

する経営力向上設備等に該当する機械装置等の対象範囲について。固定資産税の特例による税収不足への対応について。議第53号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業に従事されている指導員の現状について。指導員に従事する者の対象範囲について。条例改正に伴う今後の指導員における資格者確保の見通しについて。議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例については、法令改正に伴う条例の一部改正における具体的な改正内容について。ケアホーム施設の内容について。入所対象者における公的措置への影響について。議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）（厚生文教関係）では、民生費、生活保護費における生活保護のシステム改修業務委託料が全額国庫補助金により賄われない理由について。教育費、教育総務費におけるスクール・サポート・スタッフ賃金の補正内容及び次年度以降の見込みについて。スタッフが職務上取り扱う児童・生徒の個人情報に対する配慮について。議第59号 平成30年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、地域支援事業、包括的支援事業、任意事業における認知症総合支援事業費の臨時保健師賃金に関連して、保健師が保健業務で取り扱う個人情報に対する配慮についてなどの質疑内容がありました。

討論においては、反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、議第52号から議第55号及び議第58号から議第62号までの議案については、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定しました。

次に、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての質疑として、青色申告制度に基づき納税されてみえる方は全国で100万人ほどみえる現状においても、記帳義務を果たして税務申告を行えば、あえて56条（白色申告）を廃止する必要はないのではないかなどの意見がございました。

討論においては、白色申告の場合における家族従事者の働き分は事業主の所得となるため、配偶者は86万円、配偶者以外の家族は50万円が控除されるのみであり、一方、青色申告の場合は、複式簿記により記帳することにより専従者給与として労務の対価が認められるが、2014年に全ての事業主に記帳の義務化となった現在においては、家族労働員の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべきである。また、白色申告または青色申告にかかわらず、国連女性差別撤廃委員会は、所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていることを懸念し、所得税法見直しを日本政府に勧告しているなど、時代の変遷とともに抜本的な見直しを強く求めるなどの趣旨による賛成討論がありました。なお、他方では、青色申告で求められる複式簿記による記帳の必要性については、自営

業者における収支を十分把握する上においても有効な手段であるので、複式簿記に基づいた的確な記帳をして税務申告していただくことが本来であるため、本請願に対しては賛成はできないとする反対討論がありました。

採決の結果、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、賛成少数にて不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（石神 真君） 日程第3、討論。

これより、議第52号から議第64号及び請願第1号の討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、請願第1号について反対の立場で討論をさせていただきます。

所得税法第56条により、家族従業者の働き分が必要経費として認められていないという部分については、家族のあり方や働き方が変わってきた現代、また、家族従業者の約8割を占める女性の経済自立という観点からも、請願の趣旨にはおよそ賛同する思いでいます。

家族の労働を世帯単位で捉えず、家族従業者に対しても支払われた賃金を本人の労働対価として認め、経費に算入されるべきものと考えます。ですが、今回の請願につきましては、所得税法第56条のみの廃止を求めるものであり、そうではなく、所得税法第56条とそれに関連する57条の両方を見直す必要があると考えます。そして、実際の就労実

態にそぐわない過剰な計上が報告されているということに対しての対応も必要であると
考え、今回の請願には反対とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 次に、福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から許可をいただきましたので、所得税法56条の廃止を求め
る請願についての賛成討論をさせていただきます。

今、反対討論のところ、経済的な自立、世帯単位としての中身については認めずに
改正すべきだという話がありました。56条だけでなく57条の両方をという意味でのお
話だったと思います。これはそもそも、57条というのは56条に基づいてつくられている
条例ですので、そこのところを廃止すれば、当然57条についても見直しをすることが法
律上は当然の中身になると思います。

所得税法の56条の廃止を求める請願の紹介議員になって、本議会の6月7日に趣旨説
明と提案をさせていただきました。そして、この案件は、先ほど厚生文教委員長が御報
告されたように、付託審議をされました。委員会の審議の中では、57条の青色申告にす
れば労働の労務の対価として専従者給与を認めているので、白色申告ではなく青色申告
にすればいいと。青色申告は100万人もいるから青色申告にすればいいのではないかと
いう論調で反対討論が出されました。2年前の請願のときと同じような主張だったと思
います。しかし、そもそも青色とか白色、申告書の色が青と白で変わるんですけども、
とかの前提が間違っているのではないかと。実際に働いている人がいることを税法上認
めるかどうかということでもあります。

白色申告も、所得300万円以上は、昭和59年に既に記帳と資料の保存を義務づけていま
す。57条にある記帳に対する特典ということであれば、別の方法も考えればいいのでは
ないか。また、2014年からは、全ての事業者、中小事業者に対して記帳が新たに義務づ
けをされました。その点で、白色申告は記帳していないので認められないという国税庁
の根拠そのものが崩れて、所得税法57条による白色申告との差別の根拠がなくなったと。
それでも白色申告はだめだと言うのであれば、その根拠を示すべきではないでしょうか。

議論の中では、経営管理にとって複式簿記が必要だ、自分の事業をしっかり把握する
ため、青色申告にすべきではないかという経営面からの議論もありました。ならば、山
県市の全ての中小零細業者の皆さんにぜひ訴えてみてほしいと思います。複式簿記をや
って経営管理をやらないとこれからの経営はうまくいかないんだよと。しかし、実際は
出納帳レベルで、いわゆる単式簿記というので十分だという中小事業者はいっぱい山県
市にもみえます。だから、国税庁は、こういう白色申告制度というのを創設して認めて
いる。その実態の把握をぜひしていただきたいなと思います。

白色とか青色とかという問題ではなくて、現実に家族一緒になって汗水流して働いている事業者の皆さんのことを想像してください。そこに働いている奥さんや家族の労働、労働対価として、57条の青色申告と同様に認めてくださいというのが当たり前の請願の中身であります。

そして、国連は、この問題は税法の問題だけではなくて、女性差別の問題ある法律であるという国際的な評価と見解を示して、日本の政府に対しても勧告をしている。残念ながら、この論点については厚生文教委員会の中で十分な議論が出ませんでした。女性活躍担当でもある岐阜県出身の野田総務大臣も、当たり前に働くことは普通なんだと。女性活躍を言わざるを得ないことがむしろ問題であると。男女共同参画を進める上で、あらゆること、税制も含めた諸制度を見直していく必要があるというふうにインタビューでも述べられています。

税務のプロである全国女性税理士連盟からは税制改正の要望書が国に出されておりまして、この要望書の中で、今日、女性の社会進出は社会の要請であり、同一生計であるというだけで親族に支払う対価を一切認めないというのは、もはや多様な経済実態にそぐわないものとなっており、課税上新たな不公平を生じる結果となっているというふうに指摘をして、56条の廃止を要望されています。今、前回2年前に出された請願当時から比べると採択はさらにふえて、490以上の自治体に広がっています。今回の請願は、山口市の中小事業者の抱えている生活と営業の実態を踏まえた請願であります。

見識ある議員各位の御賛同を最後に訴えまして、請願の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ちょっと予定はしていなかったのですが、今の双方の反対、賛成の意見を聞いて、今改めて発言させていただくわけですが、そもそも所得税法第56条の廃止をするか否かという議論なんです。ですから、反対者も、この56条、57条は見直すという反対討論になりかねんかなと思って不安ですので、反対討論を改めてさせていただくわけですが、この文書の中に、家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求めるわけです。ですから、人権を認めないというようなことは決してありませんし、ただ、私が思っているのは、こういう請願を出されたのなら、やっぱり代替案は、56条がなくなったら56条にかわるものは何か。それから、そもそも国民全て納税の義務があ

るわけですが、納税の義務ということについてはどう考えるかとか、そういうことも含めて、反対にしろ、賛成にしろ、あるいはこの請願を出すにしろ、すべきではないかというふうに思っています。

さらに、この56条にしても57条にしても、あるいはいろんな納税の義務者というのは、それぞれの立場でそれぞれの立つ位置が決められておるわけですが、その立つ位置の中で、現在の零細企業者、大体白色はそういうものなんです、が主なんです、零細企業者は、86万と50万の話というのは至極当然の話でありまして、青色申告ならば、当然税の納めるのにも青色申告としての税の徴収があるわけですが、そういうのも経費で認められる反面、いただいた方は納税をしなきゃならんという、そういう義務もありますので、それぞれの立つ位置が違うというふうに解釈をして、私は、これは56条の廃止を求める請願には反対です。

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第52号 山口市税条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第53号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号 山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第56号 山口市工場立地法に基づく準則を定める条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第57号 山口市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第58号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 平成30年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 不動産の譲与について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

〔伊藤正夫教育長 退場〕

午前10時28分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議第65号 山県市教育長の任命同意について

○議長（石神 真君） 日程第5、議第65号 山県市教育長の任命同意についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程をいたしました資料ナンバー8、議第65号 山県市

教育長の任命同意につきましては、現在の教育長である伊藤正夫氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

伊藤氏の任期は3年にわたり、厚い人望、長年の経験、豊富な知識により広域的に教育関係部局の指導監督を行い、教育行政の振興に大いに貢献していただきました。今後におきましても、本市教育行政の振興に御尽力いただけるものと確信をいたしております。

なお、任期は本年7月1日から平成33年6月30日までの3年でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第6 質疑

○議長（石神 真君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第7 討論

○議長（石神 真君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（石神 真君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

〔伊藤正夫教育長 入場〕

午前10時33分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、ただいま教育長の選任に議会同意を得られました伊藤正夫君に挨拶をお願いいたします。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） どうもありがとうございました。

これからも山県市の市民の皆様、そして子供たち、学校、地域のために、山県市ならではの教育を推進できるよう微力ながら全力で努めたいと思いますので、どうぞよろしく願います。どうもありがとうございました。

○議長（石神 真君） 教育長、ありがとうございました。

日程第9 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（石神 真君） 日程第9、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） ただいま議長より御指名をいただきましたので、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について、提案の趣旨説明をいたします。

本案は、山県市議会に2つの特別委員会を設置することの決議をお願いするものでございます。

バスターミナル整備特別委員会につきましては、東海環状自動車道（仮称）高富インターの開通が近づいてまいりました。本市の交通環境も大きく変わろうとしています。そうした中において、市民の足と言うべき地域の公共交通のあり方を考える上で、現在計画されているバスターミナル整備事業は、山県市の将来を見据えた新しいまちづくりの拠点となるべき事業であり、喫緊の課題であります。

今後において、バスターミナル整備をどのように進めていくか、方策の調査研究を目的とした特別委員会を設置するものであります。

次に、観光整備特別委員会につきましては、近年観光は地域を再生するために各地においてさまざまな施策が打ち出されています。本市においても、観光資源を活用したさまざまな施策が実行されていることは皆様も御承知のことと思います。しかしながら、まだ十分とは言えないところもあります。

今般、2020年に明智光秀公を題材とした大河ドラマ「麒麟がくる」の放送が決定されました。本市には、明智光秀公の墓と言われる桔梗塚や、母が祈ったという行徳岩もあります。こうした観光資源を有効に活用すべく、調査研究を目的とした特別委員会を設置するものであります。

特別委員会の設置根拠は、地方自治法第109条第1項及び山県市議会委員会条例第5条第1項の規定によるものであります。調査期間は、議会の閉会中でも調査できるものとし、議会が本調査終了を決議するまで継続して調査を行うものとするものであります。

以上、地方自治法第109条第6項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提案をいたします。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（石神 真君） 日程第10、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 全員協議会でもお尋ねをしました。特別委員会設置は、一応事務

局長の説明で2年以内ということはお伺いしましたが、先ほどの議運の委員長がおっしゃったように、喫緊の課題であるということを考えれば、それ以内にやるのも可と思うんですが、原則2年という枠は崩れないのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 喫緊の課題ですので、委員会の中では、いろいろな事件が起きたときにはすぐ市の当局と説明をしながら、こちらから、議長から言っただくように執行部のほうへ、そういう物の考え方を、コミュニケーションを図るということで一応考えております。それだけです。

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時39分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

武藤孝成君。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成君） 村瀬議員の質問には、2年にはこだわっておりませんので。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会へ付託されません。

日程第11 討論

○議長（石神 真君） 日程第11、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた

します。

日程第12 採決

○議長（石神 真君） 日程第12、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決議されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてメンバーを指名させていただきます。

まず初めに、バスターミナル整備特別委員会委員に、藤根圓六君、武藤孝成君、上野欣也君、村瀬誠三君、加藤義信君、古川雅一君、寺町祥江君の7名を選びました。

次に、観光整備特別委員会委員に、吉田茂広君、山崎 通君、福井一徳君、操 知子君、郷 明夫君、加藤裕章君の6名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。

これより、各特別委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所を指定いたします。

観光整備特別委員会は第1委員会室、バスターミナル整備特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時04分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、御報告いたします。

バスターミナル整備特別委員会委員長、寺町祥江君、副委員長、藤根圓六君。
観光整備特別委員会委員長、加藤裕章君、副委員長、操 知子君。
以上であります。

○議長（石神 真君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じ、提案されました全議案につきまして、慎重に御審議を、また御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成30年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり、大変御苦労さまでした。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 石 神 真

3 番 議 員 古 川 雅 一

4 番 議 員 加 藤 義 信